

徳島市食育推進計画（第2期）

平成28年3月

徳島市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制と策定方法	4
第2章 計画の基本的な考え方	5
1 基本理念	6
2 基本目標	6
3 重点プロジェクト	9
(1) 豊かな人間形成(知育・徳育・体育)のための保育所、幼稚園、 学校における食育の推進	9
(2) 健康寿命の延伸のためのライフステージに応じた食育の推進	9
4 施策の体系	10
第3章 施策の展開	13
1 家庭における食育の推進	14
2 保育所、幼稚園、学校における食育の推進	20
3 地域における食育の推進	25
4 生産者と消費者との交流の促進	28
5 環境との調和による食育の推進	29
第4章 計画の推進にあたって	31
1 計画の推進体制	32
2 取組内容にかかる庁内の担当課及び推進方針	33
資料編	35
1 食をめぐる現状と課題	36
(平成27年食育に関する徳島市民アンケート調査結果から)	
(1) 市民アンケート調査の概要	36
(2) 市民アンケート調査の結果(抜粋)	37
2 計画の策定体制とその経過	67
(1) 徳島市食育推進計画の策定体制	67
(2) 徳島市食育推進計画の策定経過	68
(3) 市民会議「徳島市の食育を考える会」	69
(4) 徳島市食育推進連絡会	71

第 1 章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

食は生きる上での基本であり、健康で豊かな生活を送るために欠かせないものです。

しかし、近年、食生活をめぐっては、食の安全・安心を揺るがす問題をはじめ、ライフスタイルの変化や価値観の多様化による栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加、肥満や生活習慣病の増加、伝統的食文化の危機など、様々な問題が生じています。

国においては、平成17年7月に施行された食育基本法に基づき、平成18年3月に「第1次食育推進基本計画」を、平成23年3月には「第2次食育推進基本計画」を策定し、国民運動として食育の取組みを推進しています。

また、地方公共団体においては、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の特性を生かした自主的な施策を策定し、実施することとされています。

本市では、平成22年1月に「徳島市食育推進計画」を策定し、本市の特性を生かした食育の推進を通して、市民一人ひとりが生涯にわたって健全な心身を培うとともに、豊かな人間性を育み、いきいきと暮らせることを目的に、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

こうした取組みにより、食育の理解が進み、食育に関する活動が活発に行われたことから一定の成果が見られるものもありますが、若い世代の食生活の改善や健康寿命^{*}の延伸などの課題もあります。

この計画は、「徳島市食育推進計画」を継承しながらもこれらの課題を踏まえ、今後も多様な関係者が継続して食育に関する施策を総合的かつ計画的に着実な推進を図るため、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする「徳島市食育推進計画（第2期）」を策定するものです。

—食育とは—

- ① 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- ② 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

～食育基本法より～

<食育基本法より抜粋>

(市町村食育推進計画)

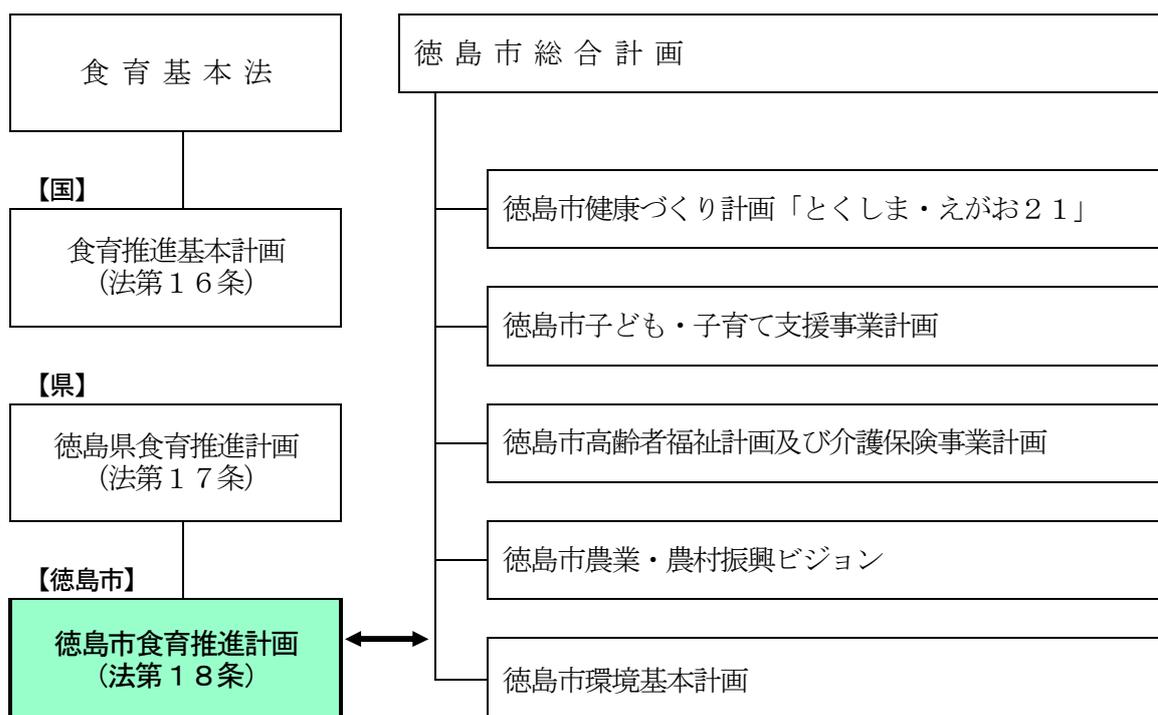
第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

※健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。平均寿命と健康寿命の差を短縮できれば、個人の生活の質の低下を防ぐとともに、社会保障負担の軽減も期待できる。

2 計画の位置づけ

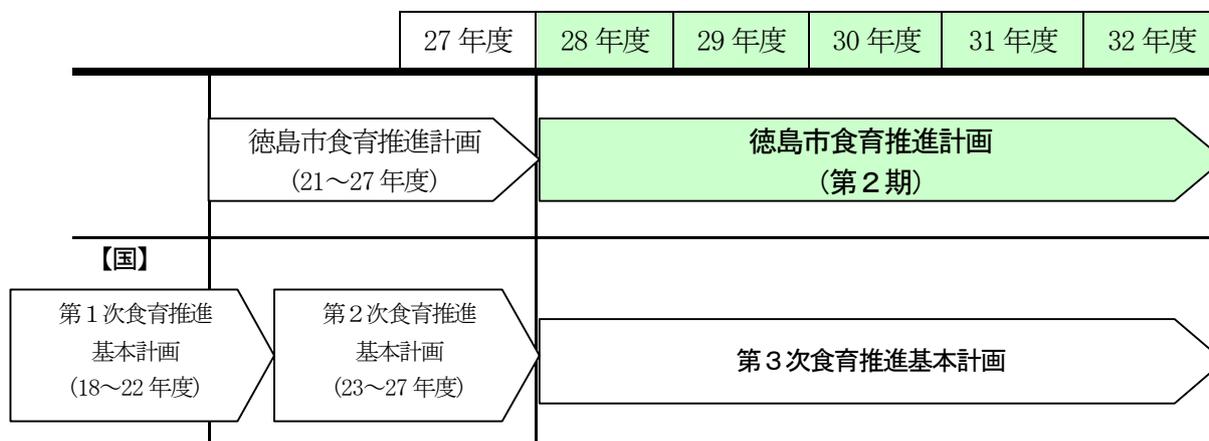
この計画は、食育基本法第18条の規定に基づく「市町村食育推進計画」として位置づけるとともに、徳島市総合計画をはじめとした関連計画と整合性を図りつつ、本市の食育を総合的かつ計画的に推進するための計画とします。



3 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

また、計画期間中に国の動向等により状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて、計画の見直しを行うこととします。



4 計画の策定体制と策定方法

この計画は、策定の段階から積極的な市民参加と庁内組織における検討によって計画づくりを行いました。

(1) 市民会議「徳島市の食育を考える会」

この計画を策定するにあたり、学識経験者や公募による市民、関係団体の代表者からなる市民会議「徳島市の食育を考える会」を設置し、計画の策定及び食育に関する施策の推進について審議し、幅広い意見を反映しています。

(2) 徳島市食育推進連絡会

この計画を策定し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための庁内組織として、「徳島市食育推進連絡会」及び下部組織である「徳島市食育推進幹事会」を設置し、計画案を作成しました。

(3) アンケート調査の実施

市民の食育に対する意識や食生活の実態などについて把握するため、一般市民を対象に「食育に関する徳島市民アンケート調査」を実施し、この調査による意見や課題を計画に反映しています。

<調査の概要>

■市民アンケート調査

(調査対象) 徳島市在住の方を対象として無作為抽出。

15歳以上	配布数	1,240人	回収数	457人	回収率	36.9%
14歳以下	配布数	260人	回収数	111人	回収率	42.7%
計	配布数	1,500人	回収数	568人	回収率	37.9%

(調査方法) 郵送配布 — 郵送回収

調査票は、15歳以上と14歳以下の2種類を用いた。

(調査時期) 平成27年6月15日～6月30日

(4) パブリックコメント手続の実施

計画案を公表し、計画案に対する市民の意見を広く求めるため、パブリックコメント手続を実施しました。

<手続の概要>

■パブリックコメント手続による意見募集

(実施時期) 平成27年12月22日～平成28年1月22日

第 2 章

計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、食育推進にあたっての基本理念を次のとおり定め、取り組みを進めます。

【基本理念】

食を通じて元気な「からだ」と豊かな「こころ」を育みます。

2 基本目標

基本理念の実現に向け、基本目標を次のとおり定めます。

市民一人ひとりがあらゆる場面において基本目標を心がけ、食育を実践しましょう。

【基本目標】

(1) 寝る時間と起きる時間を決めて、毎日きちんと朝ごはんを食べましょう。

一日3食の朝・昼・夕ごはんをできるだけ決まった時間に食べることは、毎日を元気に暮らす基本であり、栄養バランスの崩れを防止することにつながります。特に、朝ごはんを欠食する子どもの学力や体力の低下などが問題となっており、一日の活動エネルギーの源となる朝ごはんを食べることが大切です。また、肥満予防にもつながります。寝る時間や起きる時間を決めるなど生活リズムを整え、規則正しい生活習慣を身につけることにより、毎日きちんと朝ごはんを食べましょう。

(2) 家族と一緒に、主食・主菜・副菜をそろえた食事をとりましょう。

現在の社会環境においては、家族がそろって食事をする機会が減っている現状がありますが、家族と一緒に食事をすることが、主食（ごはん、パン、めんなど）・主菜（魚、肉、卵料理など）・副菜（野菜類）をそろえた食事につながる例が多いことから、できるだけ家族と一緒に食卓を囲む機会を持ち、主食・主菜・副菜をそろえた栄養バランスのとれた食事をとることにより、肥満予防に努めましょう。

(3) 適切な食生活と定期的な運動により健康を維持増進しましょう。

乳幼児期など早い時期から食生活と食習慣を確立していくことが大切です。また、生活習慣病につながる危険性の高い肥満やメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）^{*}の予防のため、適切な食生活と定期的な運動を併せて実践しましょう。さらに、歯が健康でなければ食べ物が十分に食べられないため、歯や口の中の環境を整えましょう。

(4) 自然の恵みや勤労への感謝の気持ちを育み、食事のマナーを身につけましょう。

飽食の時代といわれる今日、食べられることが当たり前と思うようになり、食べ物を大切にしている気持ちを忘れがちになっています。食べ物が私たちの口に入るまでには、自然の恵みや生産者をはじめとする食に関わる多くの人の苦労や努力があることを理解し、食べ物への

感謝の気持ちを育み、好き嫌いをなくし、食べ物を無駄にしないことや食べ残しをしない習慣を身につけましょう。また、「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつの励行や上手な箸の持ち方などの食事のマナーを身につけましょう。

(5) 楽しく食べる習慣を身につけましょう。

食事は、空腹を満たしたり栄養をとることだけが目的ではなく、家族や仲間との大事なコミュニケーションの場でもあります。一緒に料理をしたり、会話をしながら笑顔で楽しく食事することにより、豊かな心を育むとともに、食への興味・関心を高めることにつながり、効果的に食育を進めていくことができます。おいしいと思って食べるのとそうでないのでは心身への影響も違ってきます。誰かと一緒に料理をする、食べる、会話をするなど、食を通じたコミュニケーションを図ることにより、楽しく食べる習慣を身につけましょう。

(6) 徳島産食材を使った豊かな食生活を実践しましょう。

徳島市は、四国一の大河・吉野川とその支流がつくり育てた肥沃な土地に恵まれた全国有数の農業生産地であり、豊富な食材があります。近年は日本全国をはじめ、海外からの輸入も増え、一年中さまざまな食材が手に入るようになりましたが、その土地で採れたものを旬の時期に食べることは、心身の健康や環境への負荷軽減のために望ましいといわれています。徳島産の食材を家庭の食卓や給食などに積極的に導入し、地域で生産されたものを地域で消費する「地産地消^{*}」を進めましょう。

(7) 伝統的な食文化を継承しましょう。

地域や家庭には、四季折々の伝統行事などにおいて、その風土に根ざした郷土料理や伝統料理などの伝統的な食文化があります。しかし、核家族化や食の外部化、地域のコミュニティ^{*}の希薄化の進行とともに、食文化に対する関心は低くなり、食文化が次世代に継承されなくなることが懸念されています。いま一度、地域や家庭において、受け継がれてきた料理や味などの伝統的な食文化を積極的に継承しましょう。

(8) 食品の情報を見分ける知識を身につけましょう。

賞味期限^{*}、消費期限^{*}、産地表示、品質表示などの食品表示の見方について学習し、正しい知識を習得しましょう。また、誤った食に関する情報を見分ける知識を身につけましょう。

(9) 食を通して環境について考えましょう。

「もったいない」の気持ちを大切にし、必要以上に料理を作りすぎない、食べ残しを減らすなどを実践し、ごみの排出を減らしましょう。また、リサイクルなどに取り組み、ごみの減量化を心がけ、環境への負荷^{*}を軽減できるよう、食を通して環境について考えましょう。

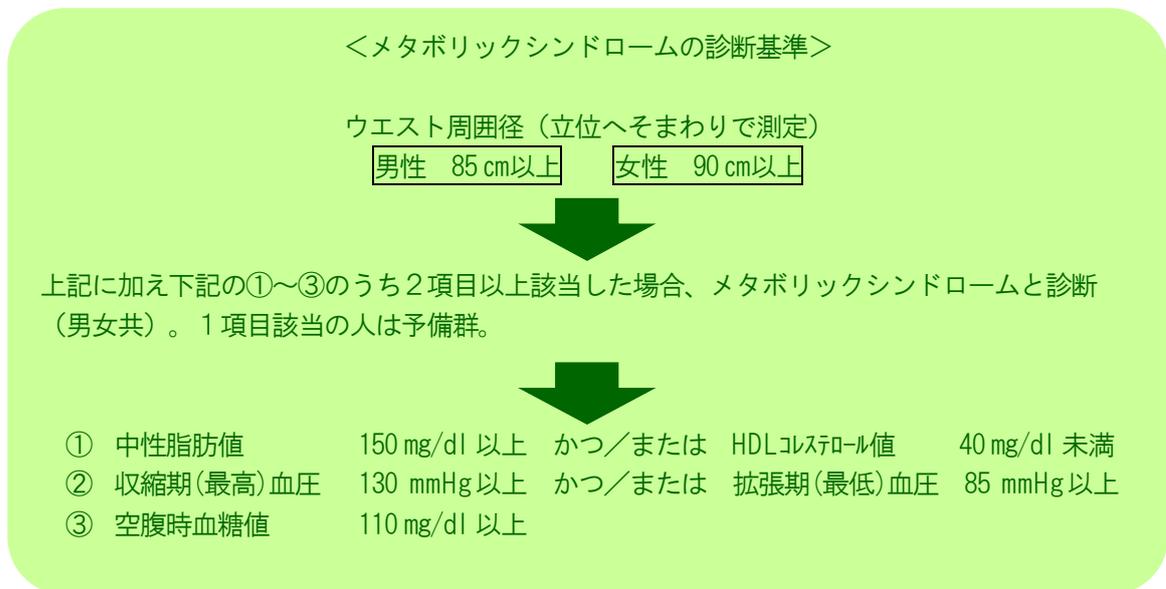
(10) 食育への関心を高めましょう。

食育への理解を深め、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域、生産者、事業者、大学などの様々な関係機関が協力しあい、市民運動として食育を推進していきましょう。

また、毎年6月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」については、国や県との連携を図りながら、食育の一層の定着を図ります。

※メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)

内臓脂肪が蓄積することによって、血圧、血糖値が高くなったり、血中の脂質異常を起こしたりして、食事や運動などの生活習慣を改善しなければ、心筋梗塞や脳卒中が起こりやすくなる状態のこと。



※地産地消

地域生産地域消費の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。

※コミュニティ

住まいを中心として生活環境を同じくする人々が、地区、地域の共通の問題に積極的に取り組み、お互いに共同して住みよい社会を作っていくための場。

※賞味期限

おいしく食べられる期間の目安として、缶詰などの劣化の遅い食品に表示されている。このことから、この期限が過ぎたらすぐに食べられなくなるわけではない。

※消費期限

弁当など劣化の早い商品(概ね5日以内)に表示され、腐るなどにより安全性を欠く恐れがないと認められる期限で、この期限を過ぎたものは食べないよう注意することが必要である。また、この期限は、開封せずに、記載された「保存方法」により保存した場合の期限であることにも注意することが大切である。

※環境負荷

環境に与える悪影響のこと。環境負荷には、人的に発生するもの(廃棄物・公害・土地開発など)と自然的に発生するもの(気象・地震など)がある。

3 重点プロジェクト

基本理念の実現に向け、本市の特性に応じた重点プロジェクトを次のとおり定め、重点的に推進することとします。

【重点プロジェクト】

食から始める「子どもの豊かな人間形成」と「健康寿命の延伸」

(1) 豊かな人間形成（知育・徳育・体育）のための保育所、幼稚園、学校における食育の推進

健全な食生活は健康で豊かな人間性の基礎をなすものであり、特に、子どもの頃に身についた食習慣を大人になって改めることは困難であることを考えると、子どもの食育が重要です。このため、家庭での健全な食習慣や学校での農林漁業体験をはじめとする適切な食生活の実践や食に関する体験活動の促進、適切な知識の啓発等に積極的に取り組むことによって、子どもの成長に合わせた切れ目のない食育を推進し、運動習慣を含めた適切な生活習慣を身につけることが重要です。

また、子どもの時期は、食に対する考え方を形成する途上にあることから、適切な食育が行われることにより、日々の食生活に必要な知識や判断力を習得し、これを主体的に実践する意欲の向上を図ることができるとともに、食を大切にし、これを楽しむ心や広い社会的視野を育てていく上でも大きな効果が期待できます。

こうしたことから、子どもにとって日常生活の大部分を過ごす保育所、幼稚園、学校における食育は特に重要であり、子どもの豊かな人間形成（知育・徳育・体育）のための保育所、幼稚園、学校における食育を重点的に推進します。

(2) 健康寿命の延伸のためのライフステージに応じた食育の推進

本市では、「健康日本21」の徳島市版である健康づくり計画「とくしま・えがお21」を策定し、市民主体の健康づくりを進めるとともに、「徳島市子ども・子育て支援事業計画」や「徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、子どもの健全な育成に向けた健康づくりや高齢者の介護予防の推進に取り組んでいます。

しかし、その一方で20歳代、30歳代を中心にした若い世代では、健康や栄養に配慮した食生活に関する意識や実践する割合が低くなっており、40歳以上の世代と比べるとその取組状況も十分ではありません。

また、徳島県の糖尿病死亡率は、全国平均を大きく上回る状況が続いており、本市においても、引き続き糖尿病をはじめとする生活習慣病の予防に向けた健康づくりに取り組んでいく必要があります。さらに、今後は急速な高齢化の進展による要介護者や認知症高齢者の増加が社会的課題となってくることから、健康寿命の延伸が求められています。

こうしたことから、市民一人ひとりが生涯にわたって健康で生きがいをもった生活を営めるよう、子どもから成人、高齢者に至るまでライフステージに応じた健康的な生活習慣の確立と健康増進を目指した食育を重点的に推進します。

4 施策の体系

施策の展開	取組内容	
1 家庭における食育の推進	(1) 規則正しい生活習慣や望ましい食習慣の定着	① 食育に関する情報の発信
	(2) 妊産婦や子どもを対象とした取組み	① 妊娠期の栄養教室の開催 ② 乳児期の栄養指導 ③ 幼児期の栄養教育
	(3) 若い世代を対象とした取組み	① 栄養指導の実施 ② 学校・地域への出前講座
	(4) 生活習慣病予防への取組み	① 糖尿病予防大作戦の展開 ② 栄養指導の実施
	(5) 野菜摂取増加に向けた取組み	① 野菜摂取に関する啓発活動の実施 ② 調理実習教室の実施
	(6) 高齢者を対象とした健康寿命の延伸に向けた取組み	① 高齢者の健康づくりの推進 ② 高齢者配食サービスの実施
	(7) 歯・口腔の健康増進に向けた取組み	① 口腔機能の保持増進
2 保育所、幼稚園、学校における食育の推進	(1) 市立保育所における食育の推進	① 保育指針に基づく年齢や発達段階に応じた食育の推進 ② 食育に関する継続した取組み ③ 保育所給食を通じた食育の推進 ④ 家庭や地域・関係機関と連携した食育の推進
	(2) 幼稚園及び学校における食育の推進	① 幼稚園教育要領に基づく幼稚園での食育の推進 ア 幼稚園における基本的な取組み イ 指導体制の確立 ウ 給食のあり方の研究 ② 学習指導要領に基づく小・中学校での食育の推進 ア 学校における基本的な取組み イ 指導体制の確立 ウ 学校給食を通じた食育の推進 ③ 学習指導要領に基づく高等学校での食育の推進 ア 学校における基本的な取組み イ 指導体制の確立 ④ 家庭や地域・関係機関と連携した食育の推進 ⑤ 地域における農林漁業体験の効果的活用

施策の展開	取組内容	
3 地域における食育の推進	(1) 地区コミュニティセンター等における食育の推進	① 地区コミュニティセンター食育講座開催の促進 ② 児童館における親と子の食事セミナー事業の実施 ③ ふれあい健康館における食育ボランティア活動への支援
	(2) 社会教育における食育の推進	① 公民館における食に関する学習機会の提供 ② 青少年事業での学習機会の提供
	(3) 関係団体等との連携による食育の推進	① NPO等との協働の推進 ② 大学等との連携 ③ 事業者等に対する食育推進事業の周知等
4 生産者と消費者との交流の促進	(1) 農業体験活動の推進	① 体験型市民農園の実施
	(2) 地産地消の推進	① 農産物のブランド品目の育成 ② 生産者と消費者との交流の場の提供 ③ 地産地消事業の推進
5 環境との調和による食育の推進	(1) 食から考える環境への影響	① 出前環境教室による環境保全 ② ごみ減量・再資源化の推進 ③ 生ごみ減量化の推進 ④ 食品トレイの拠点回収 ⑤ ごみ減量徳島市民大作戦の展開

第 3 章

施策の展開

第3章 施策の展開

1 家庭における食育の推進

【現状・課題と取組みの方向性】

家庭は子どもが最初に関わる食育の場ですが、ライフスタイルの変化や価値観の多様化に伴い、これまで家庭の食卓が担ってきた機能が低下してきています。また、忙しい生活の中で調理にかける時間が少なくなり、食の外部化が進み、伝統的な家庭の味を伝える機会が減ってきています。さらに、食を大切にする意識の欠如、栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加、とりわけ朝ごはんの欠食といった食習慣の乱れにより、肥満や糖尿病などの生活習慣病が増えています。

本市においては、市民の「食育」の言葉や意味の認知度は約半数であり、「食育の日」「食育月間」の認知度は非常に低く、食育を推進する上では、まずこれらの認知度を向上させることが必要です。また、多くの市民が食育を効果的に行う場所は「家庭」と考えており、「広報紙やホームページなどによる食育情報の提供」による食育の推進を期待しています。

次に、「健康である」と感じている市民の割合は年齢とともに減少し、健康状態で困っている市民の割合が年齢とともに増加しています。このことは、年齢とともに疾病へのリスクが高くなることから免れないことですが、少しでも疾病へのリスクを減らすためには、肥満にならないように気をつけることが重要です。全国的な傾向と同様に、本市でも30歳代から肥満者が増え始め、40歳代～60歳代の男性の肥満者の割合が高く、特に問題があります。

また、歯や口の中の健康状態では、年齢が高くなるにしたがって、「困っていることはない」市民の割合は減少し、高齢者になるほど「固いものがかみにくい」など歯に関するトラブルが見られます。

こうしたことから、家庭での食育に関する問題を解決するため、市民一人ひとりが食に対する関心と理解を深め、健全な食習慣を確立するとともに、生活習慣病予防など健康の増進のための食育を実践できるよう取り組みます。

【取組内容】

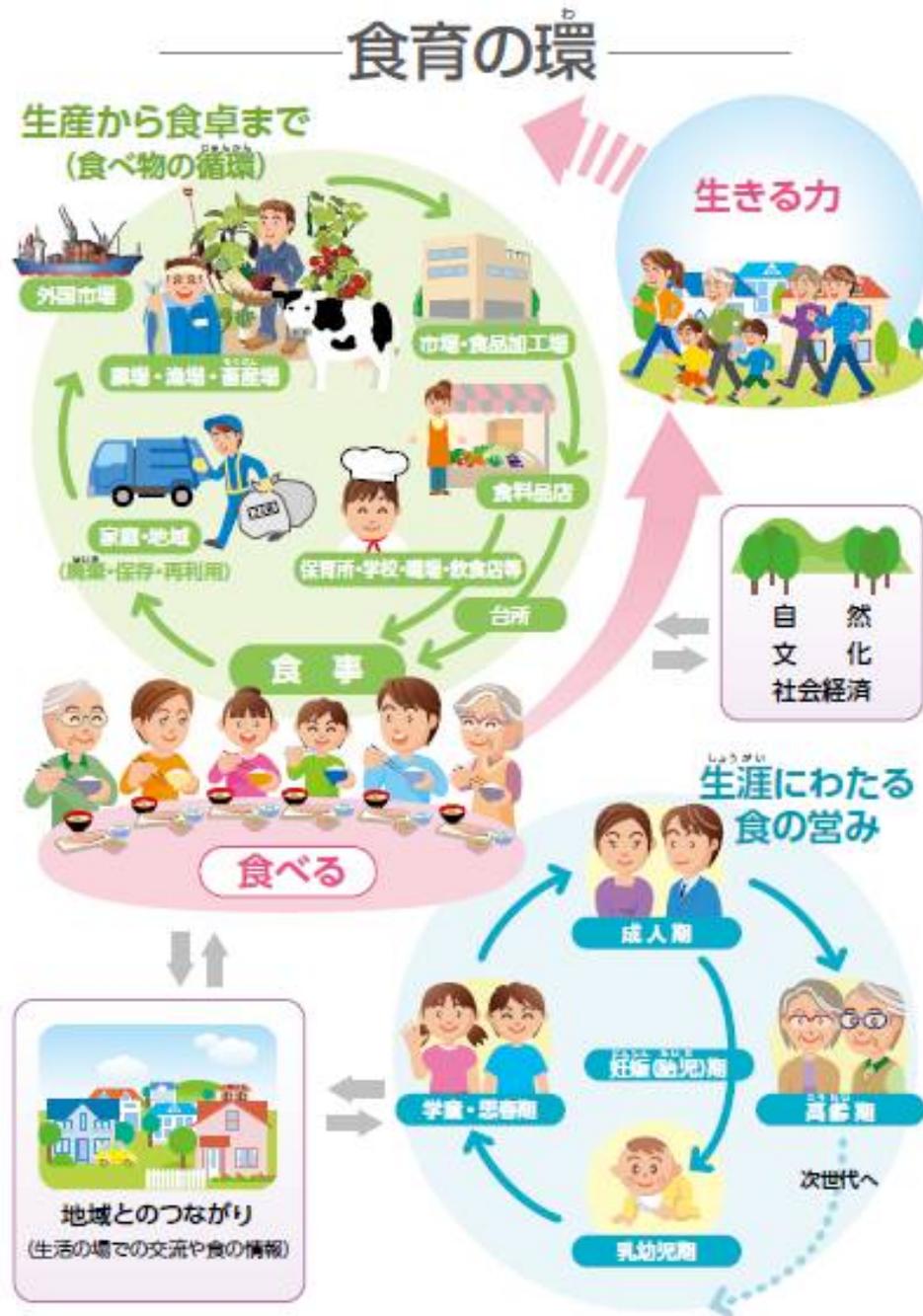
(1) 規則正しい生活習慣や望ましい食習慣の定着

① 食育に関する情報の発信

ホームページや広報紙、イベント等の活用により、毎年6月は「食育月間」、毎月19日は「食育の日」であることを市民に周知し、定着を図ります。また、生活のリズムを整え、寝る時間や起きる時間を決めた規則正しい生活習慣を身につけることや、朝ごはんの大切さを周知します。さらに、食事バランスガイド^{*}、食生活指針^{*}、食育の環^{*}などの食育に関する情報を発信し、食の大切さや望ましい食生活の普及に努めます。

※食育の環

「生産から食卓まで」の食べ物の循環、「子どもから高齢者、そして次世代へ」といった生涯にわたる食の営みの循環や食育が豊かな自然、先人から受け継がれてきた文化、社会経済といった環境と密接な関係を持ち、生活の場としての地域とのつながりを食育の全体像を俯瞰する図として、内閣府が、平成24年に作成した「食育ガイド」に示した。



(「食育ガイド」(平成24年5月内閣府)より)

(2) 妊産婦や子どもを対象とした取組み

① 妊娠期の栄養教室の開催

妊娠中の基本的な食生活について学ぶプレママ栄養教室及び妊娠中に起こり得る疾病を予防し、健康的な妊娠期の過ごし方について配偶者とともに学ぶパパママクラスを開催します。

② 乳児期の栄養指導

健康的な食習慣の基礎づくりを行うため、発達段階に応じた離乳食形態が学習できる離乳食講習会を開催するとともに、離乳食のすすめ方をわかりやすく解説した冊子「まんま、おいしいな（離乳食のすすめ方）」を作成し、全ての乳児に配付します。

また、赤ちゃん・子ども栄養相談を行い、食事や栄養について管理栄養士が個別相談に応じます。

③ 幼児期の栄養教育

1歳6か月児健診時の保護者や3歳児健康診査時の幼児を対象に、幼児期から食べ物に興味を持ち、規則正しい食習慣を身につけるための集団教育を行います。

(3) 若い世代を対象とした取組み

① 栄養指導の実施

生活習慣病の発症や進行は、子どもの頃からの生活習慣が大きく関わっていることから若い世代（20歳代以上）を対象とした栄養教室や栄養相談を行います。

② 学校・地域への出前講座

学校・各種団体・地域に出向いて生活習慣病予防等をテーマとした出前講座を行います。

(4) 生活習慣病予防への取組み

① 糖尿病予防大作戦の展開

「糖尿病予防大作戦 まず8000歩・腹八分目でとくしましょう」のキャッチフレーズのもと、市のホームページに食事の基本や献立集を掲載し、食による健康づくりの推進を図ります。

② 栄養指導の実施

特定健康診査結果等を生かした栄養指導や栄養教室を実施し、生活習慣病の改善や重症化予防を推進します。

(5) 野菜摂取増加に向けた取組み

① 野菜摂取に関する啓発活動の実施

「毎日+100g～野菜で生活習慣病予防～」を目標に市民からの公募によって作成したレシピ集「いつもの野菜de楽笑レシピ」（100品）を配布するとともに、広報紙でも個々のレシピの紹介を行う等、野菜摂取の増加を目指した啓発活動を行います。

② 調理実習教室の実施

小学生親子を対象に野菜メニューを中心とした調理実習教室等を開催し、子どもが野菜に親しみを持ちながら楽しんで食べることができるような取組みを進めます。

厚生労働省では野菜摂取の目安として、健康増進の観点から1日350g（70g×5皿）以上の野菜を食べることを目標としている。

<70g(1皿)の目安>

小皿（小鉢）の野菜料理を1皿分（約70g）、大皿の野菜料理1人分を2皿分と数える。

(例) お浸しや酢の物	・・・1皿	野菜の煮物	・・・1皿
生野菜のサラダ	・・・1皿	野菜炒め(1人分)	・・・2皿



(6) 高齢者を対象とした健康寿命の延伸に向けた取組み

① 高齢者の健康づくりの推進

高齢者が健康で自立した生活が送れるよう、各地区で開催している運動教室において、健康相談及び体力測定を実施するほか、指導者の養成講座を実施することにより、運動指導者や教室の補助的役割を担う人材を養成します。また、高齢者が自宅において食事による健康づくりが行えるよう魅力あるプログラムの充実に努めます。

市民一人ひとりが生涯にわたって健康で生きがいをもった生活ができることを目的に「のばそう！！健康寿命教室」等の開催や様々な健康教室と合わせて、栄養や食生活についての正しい知識の普及を図ります。

また、地域の高齢者を対象に低栄養や介護予防をテーマとした出前講座を行い、健康寿命の延伸を図ります。

② 高齢者配食サービスの実施

自分で調理することが困難な高齢者に対し、居宅を訪問して、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否確認等を実施することにより、在宅生活の維持継続を支援します。

(7) 歯・口腔の健康増進に向けた取り組み

① 口腔機能の保持増進

生涯を通じて歯科疾患を予防し、高齢になっても歯の喪失を抑制することができるように、歯や口腔の健康づくりを推進します。そのために乳幼児期には、幼児フッ素塗布推進事業や乳幼児歯みがき教室を実施し、むし歯予防に努めます。成人期には、歯周病予防が不可欠であることから歯科医師による個別相談や歯科衛生士による健康教育・健康相談を実施します。

<よくかむ8大効用>

ひ み こ は
卑 弥 呼 の 歯 が い ー ぜ !

よくかむことによって得られる「8大効用」を咀嚼回数の多かった弥生時代の卑弥呼にかけて表したものです。

1 卑ひ	ひまん防止	よくかんでゆっくり食べることで脳が満腹感を感じ、食べ過ぎを防ぐことができる
2 弥み	味覚の発達	よくかむことで食べ物本来のおいしさを感じることができ味覚が発達する
3 呼こ	言葉の発達	かむことにより顔の筋肉が発達すると、言葉を正しく発音できるようになり、顔の表情も豊かになる
4 の	脳の発達	かむことでコメカミ付近がよく動き、脳への血流が良くなり、脳の活性化に役立つ
5 歯は	歯の病気予防	かむことで歯の表面がみがかれ、唾液も良く出るようになりむし歯や歯肉炎の予防につながる
6 が	がん予防	唾液の成分であるペルオキシターゼには食品中の発がん性をおさえる働きがある
7 いー	胃腸の働きをよくする	食品をかみくだいてから飲み込むことで胃腸への負担が軽くなり胃腸の働きを正常に保つ
8 ぜ	全身の体力向上、全力投球	しっかりかむことで歯やあごがきたえられ、歯を食いしばったり、全身に力が入るようになる

(出典：徳島県歯科医師会「楽しく学ぶ 児童生徒の食育」)

2 保育所、幼稚園、学校における食育の推進

【現状・課題と取組みの方向性】

子どもの豊かな人間形成のための基礎となる健全な食生活の実現と心身の成長を育むためには、乳幼児期からの豊かな食に関する経験が重要になります。しかし、近年の社会環境の変化に伴い、欠食や過食、偏った栄養摂取など食生活の乱れ、肥満や過度の痩身なども見られるなど、生活習慣病と食生活が深く関わっていることが指摘されています。さらに、子どもの体力低下も続いており、食に関する指導、生活習慣の改善などが求められています。

このような中で、子どもたちの体力向上を図るとともに、子どもたちが正しい食事の取り方や望ましい食習慣を身につけ、自らの健康管理ができるようにすることが極めて重要であることから、保育所保育指針、幼稚園教育要領、学習指導要領では、各成長段階における食育の取組みの目標や方法の基本が示されています。

特に、本市においては、糖尿病の罹患率は高く、子どもの肥満度も全国平均より高い傾向となっているほか、朝ごはんを欠食する小学生や中学生の割合は全国平均よりも高くなっています。

このため、「学校の授業や幼稚園・保育所での教育」「給食における食育」による食育を推進するとともに、その中で「バランスのとれた食事の取り方を学ぶこと」「自然の恵みや勤労への感謝の気持ちを育てること」「手洗いや食事のマナーを学ぶこと」「給食への地場産物の利用促進」などの取組みが必要とされています。

こうしたことから、保育所においては、乳幼児が楽しく食べる体験を通して食への関心を育み、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本としての「食を営む力」の基礎を培うために、年齢や発達段階に応じて食育に関する指導や保育を進めます。

なお、本市には、市立保育所と私立（認可）保育所等があり、私立（認可）保育所等はそれぞれの保育の計画に基づき保育を実施していることから、食育についてもそれぞれの考え方に基づき推進していきます。市立保育所については、均質な保育サービスを提供する責務があることから、全市的に食育を推進していきます。

また、幼稚園、学校においては、幼児・児童・生徒が食に関して主体的に考え行動できる知識や能力を身につけるために、年齢や発達段階に応じて食育に関する指導や教育を進めます。

さらに、保育所、幼稚園、学校におけるこれらの取組みは、家庭において望ましい生活習慣や食習慣を身につけること等によって、一層の効果が期待できることから、家庭や地域との連携を図りながら推進します。

【取組内容】

(1) 市立保育所における食育の推進

① 保育指針に基づく年齢や発達段階に応じた食育の推進

- ・一人ひとりの発達段階に応じ、授乳期には愛情豊かな特定の大人との関わりによって人への信頼、愛情の基盤を育み、乳幼児期には給食を通して人と一緒に「食べること」の心地よさ・楽しさを伝えます。
- ・米や果物・野菜等の栽培活動の経験を通し、食材への関心を高め、いのちの大切さや食べることに感謝する心を育てます。
- ・食に関する教材等を利用した遊びや作品制作など、食をテーマにした保育を実践し、食に関する意識づけを図ります。また、楽しく食事をするために環境の工夫を行います。

② 食育に関する継続した取組み

- ・保育所での食育の計画に基づく保育実践の研究を進めます。そのために、食育に関する研修会を実施し、保育士及び調理員の食に関する知識や理解を深め、一層の資質向上を図ります。
- ・食育についての検討会において、衛生関連のマニュアルについての検討や保育所における食育の充実に向けた検討を行います。

③ 保育所給食を通じた食育の推進

- ・より安全でおいしく温かい給食が提供できるよう、主食を含めた給食の実施に向けた研究を進めます。
- ・食物アレルギーを持つ子どもへの給食の充実を図りながら、保護者への支援を行います。
- ・安全・安心な食材の調達を図るとともに、地産地消の考え方に基づいた給食食材の調達を図ります。
- ・栽培活動における収穫物を食材として使用し、子どもたちが自ら調理に携わった給食を食べる経験ができるよう、実践的な研究を進めます。
- ・行事食を通して季節の趣や食文化を伝えます。

④ 家庭や地域・関係機関と連携した食育の推進

- ・保護者試食会を実施します。
- ・保育所給食のレシピを保育所だよりや市ホームページに掲載する等、創意工夫に努めながら提供します。
- ・献立表や給食だよりを通じて意識啓発を推進します。
- ・地域子育て支援拠点施設での食育推進の充実を図ります。
- ・専門知識を有する職員を含め、食育に関わる職員すべてが、食育に関して共通した認識を持つとともに、家庭や地域、私立（認可）保育所等と連携しながら、食育の推進を図ります。

(2) 幼稚園及び学校における食育の推進

① 幼稚園教育要領に基づく幼稚園での食育の推進

ア 幼稚園における基本的な取組み

- ・幼児期の発達の特性或生活に即した食育指導に取り組みます。
- ・先生や友だちと、食べる楽しさや喜びを味わう指導を行うとともに、食事の際に必要なマナーを指導します。
- ・野菜や果物などを育てる教育活動の中で、これらを食材として食べる体験を通して食べ物への関心や興味を高めたり、味覚の幅を広げたり、食べることや食に関わる様々な人々に感謝する心を育てます。
- ・自分の体に関心を持ち、バランスのとれた食事について学ぶ機会を設け指導します。

イ 指導体制の確立

- ・幼稚園における食育を推進するため、各幼稚園に中核的役割を担う「幼稚園食育リーダー」を置き、食に関する専門性の高い食育コーディネーターと連携して、食育全体計画等を策定し、全教職員の共通理解のもとに指導を展開します。
- ・幼稚園食育リーダー研修会を開催し、食に関する知識や理解を深め、食育リーダーとしての資質を高めます。
- ・これまで実践し蓄積してきた食育指導のノウハウを共有し、指導レベルのさらなる充実・向上に資するため、実践事例集を作成するとともに、その有効活用を図ります。

ウ 給食のあり方の研究

- ・他都市での給食実施園における実施上の様々な課題について、情報の収集をしながら、給食のあり方について研究を進めます。

② 学習指導要領に基づく小・中学校での食育の推進

ア 学校における基本的な取組み

- ・給食の時間、家庭科や技術・家庭科、体育科や保健体育科をはじめとする各教科、特別活動、総合的な学習の時間等において、食に関する指導の充実を促進し、学校の教育活動全体で組織的・計画的に推進します。
- ・給食の時間や授業を活用して「楽しく食事をする事」等を指導することにより、食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解できるよう指導します。
- ・将来において健康に過ごすために、小・中学生のそれぞれの発達段階に応じた望ましい栄養や食事の取り方について理解し、給食の食べ残しの減少を図るなど、自ら管理していく能力を身に付けるよう指導します。
- ・食品の品質や安全性に関心を持ち、正しい知識や情報に基づき、食品の選択について自ら判断できる能力を育てます。
- ・小・中学校の生活科や総合的な学習の時間、技術・家庭科（技術分野）の授業等において、体験栽培活動を実践します。さらに、その収穫物を給食食材として積極的に活用することで、食物を大事にし、食物の生産等に関わる人々へ感謝する心を育てるとともに、環境に対する負荷の軽減に努めます。
- ・食事を通して、望ましい人間関係を築くことができるよう、食事の際に必要なマナーを指導します。
- ・自分たちの住む地域には、昔から伝わる料理や季節・行事にちなんだ料理があることを学ばせ、地域の産物や食文化等を理解し、尊重する心を育てます。
- ・学校給食を通して、食物の生産に対する児童・生徒の関心を高め、理解を深めるとともに、その情報を児童・生徒、また、広く市民に伝達する取組みを進めます。

イ 指導体制の確立

- ・学校における食育を積極的に推進するため、中核的役割を担う「学校食育リーダー」を各学校に置き、食に関する専門性の高い食育コーディネーターや栄養教諭、学校栄養職員等をはじめとする教職員と連携して食育全体計画等を策定し、全教職員の共通理解のもとに指導を展開します。
- ・これまで実践し蓄積してきた食育指導のノウハウを共有し、教職員の指導レベルのさらなる向上に資するため、実践事例集や食育タイムの有効活用を図ります。

ウ 学校給食を通じた食育の推進

- ・学校給食において、徳島の郷土料理や行事食、徳島の特産品を使った献立の積極的な導入を行い、「和食」がユネスコ無形文化遺産へ登録されたことを踏まえ、地域の食文化の継承を行います。
- ・野菜や噛み応えのある献立を取り入れることにより、噛む事の大切さを伝えます。
- ・地産地消の推進はもとより、国産の食材の調達に努めます。また、校内体験栽培活動により収穫された食材を給食へ活用します。
- ・食物アレルギーを持つ児童・生徒への給食の充実を図ります。
- ・給食フェア、給食だより、食育コンテスト、料理教室等様々な情報伝達媒体を活用し、学校給食に関わる情報の発信を促進します。
- ・学校給食を通して、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるよう、安全・安心な食品やバランスのよい食事を選択し、自ら判断できる能力を育てます。
- ・給食の食べ残しの減量や、廃油のリサイクルを推進し、食生活が自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動に支えられていることへの感謝の念を深め、環境に関する負荷の軽減に努めます。

③ 学習指導要領に基づく高等学校での食育の推進

ア 学校における基本的な取組み

- ・欠食や偏食、生活リズムの乱れによる体調の変化を知り、食生活を改善し自ら管理していく能力を育てます。
- ・食物の品質や安全性に関心を持ち、食品の選択に関して自ら判断し、実践できる能力を育てます。
- ・食事を通して豊かな人間関係を築くために、必要なマナーを指導します。
- ・地域の特産物や郷土料理について理解し、地域の食文化を尊重・継承しようとする意識を育てます。
- ・身近な外国料理を通して様々な国とのつながりやその食文化を学び、国際理解への意識を高めます。
- ・食物の生産等に関わる人々への感謝の心を育て、食べ残しを減らすとともに、環境を守ることへの意識を高めます。

イ 指導体制の確立

- ・学校における食育を推進するため、中核的役割を担う「学校食育リーダー」を置き、食に関する専門性の高い食育コーディネーターと連携して食育全体計画等を策定し、全教職員の共通理解のもと指導を展開します。
- ・これまでに実践し蓄積してきた食育指導レベルのさらなる向上に資するため、実践事例集や食育タイムの有効活用を図ります。

④ 家庭や地域・関係機関と連携した食育の推進

- ・幼児・児童・生徒の食は、家庭が最も重要な役割を担っているとの認識のもと、幼稚園及び学校では、食に関する取組状況をホームページや広報紙等により積極的に情報提供し、広報・啓発に努めるとともに、家庭、地域の連携・協力体制の整備に努めます。
- ・幼稚園及び学校の食育を様々な視点から幅広く進めていくため、社会教育活動に取り組む者、生産者や食生活の改善のために活躍している者、食に関する関係機関等とのネットワークの構築に取り組みます。

⑤ 地域における農林漁業体験の効果的活用

- ・食に関する考え方が形成される学齢期に、農林漁業の体験を通して食への関心と理解を深めます。
- ・農家との交流を通し、農作物を作り育てる苦勞と喜びを体感し、食の生産の意義を深く理解する機会として、米や野菜等を栽培し収穫する体験学習に取り組みます。
- ・地域の実状に応じて漁協や漁業者との連携により、漁業体験学習や魚料理教室等を通じて、海の恵みへの理解を深めるとともに、環境問題への意識の高揚を図ります。

子ども料理教室



とくしま食材フェアでの学校給食食育コーナー



3 地域における食育の推進

【現状・課題と取組みの方向性】

地域における世帯構成や各世帯のライフスタイルが多様化している今日、地域のコミュニティにおける人と人との係わり方も変化してきています。各地域では食に関わる多くの関係機関や関係団体が、食育を推進するための様々な取組みを展開しています。

本市においては、市民の食文化に対する関心は決して高いとは言えない状況であり、郷土料理などの伝統的な食文化を積極的に継承していくことが必要です。

地域における食育の推進は、地域における伝統料理などの食文化を伝えるなどの重要な役割を担っていることから、地域のコミュニティにおける自主的な食育活動を促進していきます。また、中央公民館や地区公民館において、生涯学習の場として広く市民を対象とした講座やイベントなどを開催し、様々な学習の機会を提供することにより、食に関する正しい理解と知識の普及に努めます。さらに、関係団体等との連携により、食育の推進に努めます。

【取組内容】

(1) 地区コミュニティセンター等における食育の推進

① 地区コミュニティセンター食育講座開催の促進

地区コミュニティセンターにおける食育に関する講座やイベントの実施を「コミュニティだより」等で取り上げることにより、地域住民の食育への関心を高め、食育に関する講座の継続や拡大を促進します。

② 児童館における親と子の食事セミナー事業の実施

児童館における親子ふれあい事業の取組みとして、栄養士を招いて食育の大切さを学ぶほか、親子を交えての調理実習を実施することにより、家族の団らんの大切さや食事の楽しさなどを学ぶ機会を提供します。

③ ふれあい健康館における食育ボランティア活動への支援

ふれあい健康館ボランティアグループで食育ボランティア活動を行っている「ふれあい食育活動クラブ」を支援し、定期的に開催している親子クッキングをはじめ、男性料理講座、米粉料理講座、一般料理講座などの料理教室等の体験活動や季節行事食イベントなどの食に関する情報提供等により、健全な食生活の実践を促進します。

(2) 社会教育における食育の推進

① 公民館における食に関する学習機会の提供

中央公民館で開催する市民講座・成人大学講座や地区公民館で開催するすくらむ学級・ふれあい教室などにおいて、市民がそれぞれのライフステージに応じた食事の取り方について学ぶ機会を提供します。

特に、食事による肥満や生活習慣病の防止、孤食防止の工夫、伝統料理の見直しなどを学習内容に位置づけ、食に関する正しい知識と理解の普及を図ります。

② 青少年事業での学習機会の提供

各地区公民館・教育集会所などで実施する地域学遊塾や子どもまつり等のイベントなどにおいて、栄養バランスのとれた望ましい食事のあり方や、欠食や間食による問題などについて学ぶ機会を提供します。

また、食事に関するマナーをはじめ、自然の恩恵と生産者への感謝など、食育に関する幅広い学習を推進します。

(3) 関係団体等との連携による食育の推進

① NPO[※]等との協働[※]の推進

とくしま協働制度[※]において、行政側からのテーマとして「食育に関する協働事業」を提示し、NPO等が市と協働して事業を実施することにより、市民の食育への関わりや活動への参加を図ります。

また、「食育」に関する活動を行うNPO等との協働により、市民サービスの拡充を図ります。

② 大学等との連携

食育に関する市民の現状や課題に応じた効果的・効率的な食育を推進していくため、大学等と連携します。

③ 事業者等に対する食育推進事業の周知等

食育に関する正しい情報等について、商工会議所等の経済団体と連携し、事業者等に対する周知を行うことにより、事業者等及び従業員の食への意識を高めるとともに、食品の製造、流通、販売などを行う事業者や外食産業における食育に関連する事業展開を促進します。

※NPO

Non-Profit-Organization(民間非営利組織)の略。利益の分配を目的とせず、社会的課題に対し、自らの手で解決しようとする団体のこと。

また、NPOの中でも特定非営利活動促進法(NPO法)に基づく法人格を取得した団体は、特定非営利活動法人(NPO法人)と呼ばれる。

※協働

地域に関わる様々な主体が、社会的課題を解決するため、対等な立場で自主性・主体性を持ち、目的意識を共有し、互いの特性を生かしながら活動することで、相乗効果を発揮する手法のこと。

※とくしま協働制度

行政と市民との協働を促進する制度として平成26年度に創設した。従来のNPOとの協働から、さらに企業・学校・地域団体等の幅広い主体を対象とし、情報交流や補助等の支援により、市民ニーズに即した公共サービスの実現と、市民による自発的なまちづくりを推進する。

食事のバランスの“手”！

1日に何を食べたらいいのかわかりやすいように、5本の指でたしかめられるように考案されたもの。

摂取量の目安(1日分)



* ごはんの量は
自分の摂取量に
合わせ

管理栄養士 野間智子考案
(とくしま食育推進研究会)

～何を食べたらいいのかな～

5本の指でたしかめよう!

お父さんの指は…ご飯・パンの指!

一番力持ちの指。
食べるとエネルギーになる。
炭水化物(うどん、もち、パスタなど)が入ります。

お母さん指は…野菜の指!

お母さん指は、いつも他の指の調子を気にしてくれる指。
食べると体の調子を整え、病気から体を守る野菜、
海藻、きのこが入ります。

お兄さん指は…肉・魚・卵・大豆の指!

一番背高のっぼの指は、体を大きくしてくれる指。
体を作るたんぱく質の食べ物が入ります。

お姉さん指は…果物の指!

お姉さんのように、お肌をすべすべにしてくれる指。
ビタミンCやカリウムが豊富な果物が入ります。

赤ちゃん指は…牛乳・ヨーグルト・チーズの指!

赤ちゃんの好きなミルクには、
骨や歯を丈夫にしてくれるカルシウムがたっぷり入っています。
骨や歯を丈夫にする乳製品が入ります。

**健康で長生きするために、
バランスよく食べることが大切です!**

4 生産者と消費者との交流の促進

【現状・課題と取組みの方向性】

徳島市は、吉野川とその支流がつくり育てた肥沃な土地に恵まれた全国有数の農業生産地であり、その農産物は主な出荷先である京阪神市場から品質において高い評価を得ています。しかしながら、地元での認知度は決して高くないのが現状です。また、市民は、新鮮で安全・安心な農林水産物を望んでおり、生産者の顔が見える地場産物を手に入れやすくするために、地産地消を進めることが必要です。さらに、農業体験等をしたことがある市民は比較的多いという状況はありますが、様々な体験を通じて食に対する関心を持ち、食に対する感謝の気持ちを育てることが大切です。

こうしたことから、本市の新鮮で安全・安心な農林水産物を、地元で、より多く消費してもらえ活動を通じて、生産者と消費者の距離を縮め、地元産農林水産物の消費拡大を図るとともに、流通までの過程における交流の促進を図ります。

【取組内容】

(1) 農業体験活動の推進

① 体験型市民農園の実施

農業体験を希望する家族を募集し、NPO法人による作業指導等を受け、野菜等の年間を通じた栽培体験や調理実習体験を通じて、農作物を育て収穫する喜びを味わう農業体験の場を提供することにより、農業と食に関する理解を深めるとともに、農業のイメージアップを図ります。

(2) 地産地消の推進

① 農産物のブランド品目の育成

産地間競争に打ち勝つ販売体制を整備するため、消費ニーズに応じた生産物・生産方式の普及推進、本市農産物の販売店や直売所等での消費PRを行い、農産物のブランド品目の育成を進め、ブランド力の向上を図ります。

また、地域の特産物を生かした製品の開発・生産・販路開拓を行い、地域の活力の維持向上に努めます。

② 生産者と消費者との交流の場の提供

本市で生産された農林水産物の紹介や試食・展示即売を行う「とくしま食材フェア」などの生産者と消費者との交流の場を提供することにより、農林水産業に対する理解を深め、地元産農林水産物の良さを知ってもらうとともに、生産者の生産意欲の向上を図ります。

③ 地産地消事業の推進

本市で生産された食材をふんだんに使用した徳島ならではのランチや弁当に使える一品メニューの周知や「とくしまIPPIN店」登録を拡大することにより、地場産食材に対する愛着を深めるとともに、生産者と消費者の距離を縮め、地産地消の推進を図ります。

5 環境との調和による食育の推進

【現状・課題と取組みの方向性】

飽食の時代である現代は、好きな時に好きなだけ食べられる便利な社会になっていることから、食糧の生産が自然の恩恵の上に成り立っていることや、食生活が食に関わる人の労力によって培われているという意識が薄れています。また、食品の食べ残しや廃棄などが環境に大きな影響を与えることを知ることが重要です。

本市においては、市民の食べ残しや食品の廃棄に対する関心度は高く、食べ残しを減らす努力や料理を作り過ぎないように心がけている方も多くなっています。また、家庭ごみの減量に努めている状況も伺えます。今後は、エコバッグの持参、生ごみ処理機の普及など、環境への負荷を軽減できるような取組みを行っていくことが必要です。

こうしたことから、食生活から環境保全やごみ減量、再資源化について考える取組みを推進します。

【取組内容】

(1) 食から考える環境への影響

① 出前環境教室による環境保全

環境問題に関心のある市民からの申し込みに応じて、講師を派遣し、一緒に環境問題について考える出前環境教室を実施し、フードマイレージ[※]（環境・食料・交通問題）、バーチャルウォーター[※]（水環境と食料問題）、エコ料理[※]（環境のことを考えた買い物・料理・食事・片づけ）などの環境と食とのつながりを意識する学習の機会を提供することにより、食生活から環境保全を考える取組みを推進します。

② ごみ減量・再資源化の推進

ごみ処理施設見学会、子どもごみスクール、ごみ地域懇談会等の開催や、ごみ減量啓発冊子を配布して、ごみ減量に関する教育・啓発を行うことにより、食生活からごみ減量、再資源化について考える取組みを行います。

③ 生ごみ減量化の推進

希望する市民に対して、電気式生ごみ処理機と生ごみ処理容器（コンポスター）の購入費補助及び密閉式処理容器の無料配布を行うとともに、密閉式処理容器に使用するEMぼかし[※]を作る市民団体に対して、資材の購入補助を行うことにより、各家庭から排出される生ごみの減量化を推進し、食生活からごみ減量、再資源化について考える取組みを行います。

④ 食品トレイの拠点回収

幼稚園、小学校、地区コミュニティセンターに食品トレイの回収箱を設置し、食品トレイの拠点回収を実施することにより、食生活からごみ減量、再資源化について考える取組みを行います。

⑤ ごみ減量徳島市民大作戦の展開

市民一人ひとりが各家庭で簡単に取り組むことができるごみ減量策（26の実践項目）と、これによるごみの減量及び処理費用の削減効果についてPRすることにより、生ごみ等の減量から食育の推進を図ります。

- （主な実践項目） ・マイはしを使う ・エコ料理 ・マイバッグ運動
- ・廃食用油のリサイクル等

※フードマイレージ

食料が生産地から食卓まで運ばれるときに、環境に負担をかける大きさ。

※バーチャルウォーター

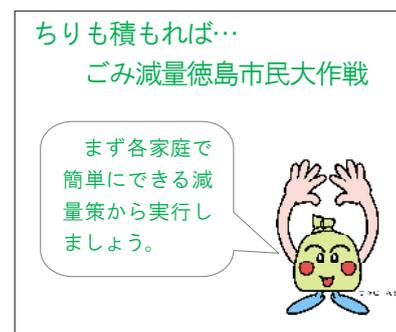
輸入される農作物や食料品の生産に必要な水の量を推定した数値。生産物の輸入によって水をも輸入していることになるという考え方。食料自給率の低い日本などではこの数値が大きくなる。

※エコ料理

買い物から調理・食事・後片づけまで環境に配慮する料理づくり。

※EMぼかし

Effective-Microorganisms の略。人間にとってよい働きをする乳酸菌や酵母、光合成細菌など、自然界に存在する微生物を複合培養したものをEM菌という。EMぼかしは、EM菌を米ヌカなどに入れて発酵させ、EM菌を大量に増殖させたもの。



第 4 章

計画の推進にあたって

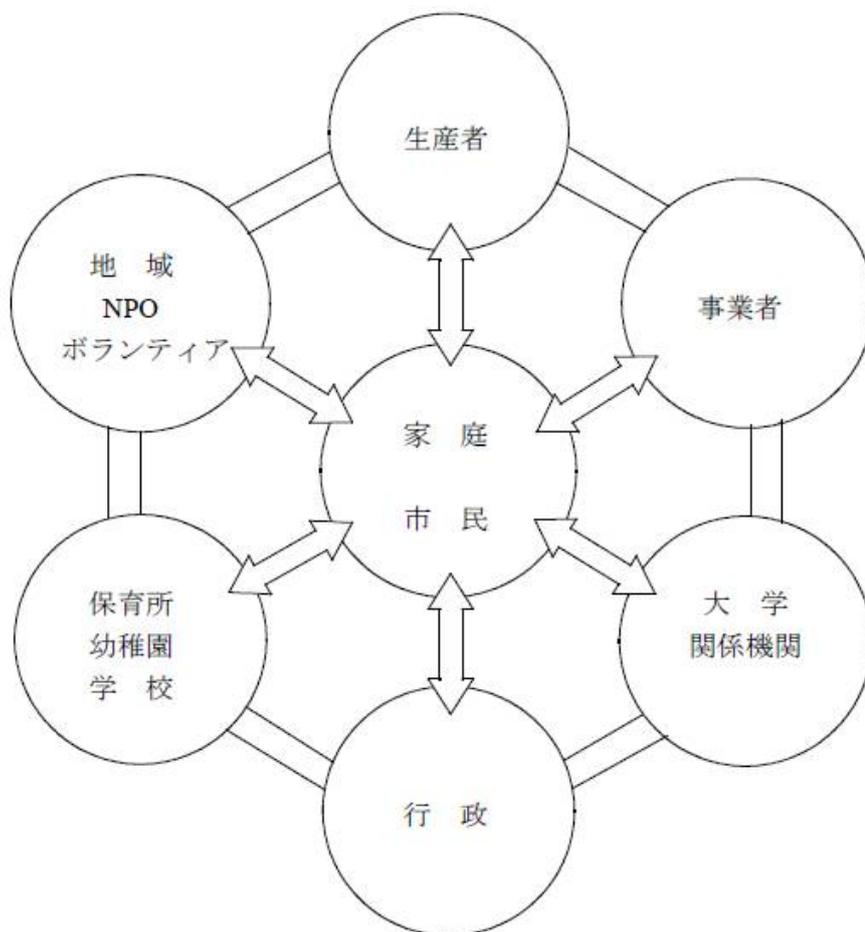
第4章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

本市では、計画を策定し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための庁内組織としての「徳島市食育推進連絡会」及び下部組織である「徳島市食育推進幹事会」が中心となり、計画を推進するとともに、計画の進行管理などを行います。

推進にあたっては、家庭を中心として食育が進められるよう、家庭を取り巻く関係機関の連携が必要であり、保育所、幼稚園、学校、地域、生産者、事業者、大学などの様々な関係機関との連携をとりながら、計画の周知を図り、計画に基づく取組みを行います。

【食育推進の連携】



2 取組内容にかかる庁内の担当課及び推進方針

施策の展開 ・ 取組内容	担当課	推進方針
1 家庭における食育の推進		
(1) 規則正しい生活習慣や望ましい食習慣の定着		
① 食育に関する情報の発信	保健福祉政策課	継続
(2) 妊産婦や子どもを対象とした取組み		
① 妊娠期の栄養教室の開催	保健センター	継続
② 乳児期の栄養指導	保健センター	継続
③ 幼児期の栄養教育	保健センター	継続
(3) 若い世代を対象とした取組み		
① 栄養指導の実施	保健センター	新規
② 学校・地域への出前講座	保健センター	新規
(4) 生活習慣病予防への取組み		
① 糖尿病予防大作戦の展開	保健センター	継続
② 栄養指導の実施	保健センター	継続
(5) 野菜摂取増加に向けた取組み		
① 野菜摂取に関する啓発活動の実施	保健センター	継続
② 調理実習教室の実施	保健センター	継続
(6) 高齢者を対象とした健康寿命の延伸に向けた取組み		
① 高齢者の健康づくりの推進	介護・ながいき課 保健センター	継続 新規
② 高齢者配食サービスの実施	介護・ながいき課	継続
(7) 歯・口腔の健康増進に向けた取組み		
① 口腔機能の保持増進	保健センター	継続
2 保育所、幼稚園、学校における食育の推進		
(1) 市立保育所における食育の推進		
① 保育指針に基づく年齢や発達段階に応じた食育の推進	子ども施設課	継続
② 食育に関する継続した取組み	子ども施設課	継続
③ 保育所給食を通じた食育の推進	子ども施設課	継続
④ 家庭や地域・関係機関と連携した食育の推進	子ども施設課	継続
(2) 幼稚園及び学校における食育の推進		
① 幼稚園教育要領に基づく幼稚園での食育の推進		
ア 幼稚園における基本的な取組み	教育委員会 学校教育課	継続
イ 指導体制の確立	教育委員会 学校教育課	継続
ウ 給食のあり方の研究	教育委員会 学校教育課	継続
② 学習指導要領に基づく小・中学校での食育の推進		
ア 学校における基本的な取組み	教育委員会 学校教育課	継続

イ 指導体制の確立	教育委員会 学校教育課	継続
ウ 学校給食を通じた食育の推進	教育委員会 給食管理室	継続
③ 学習指導要領に基づく高等学校での食育の推進		
ア 学校における基本的な取組み	教育委員会 学校教育課	継続
イ 指導体制の確立	教育委員会 学校教育課	継続
④ 家庭や地域・関係機関と連携した食育の推進	教育委員会 学校教育課	継続
⑤ 地域における農林漁業体験の効果的活用	教育委員会 学校教育課	継続
3 地域における食育の推進		
(1) 地区コミュニティセンター等における食育の推進		
① 地区コミュニティセンター食育講座開催の促進	市民協働課	継続
② 児童館における親と子の食事セミナー事業の実施	子ども施設課	継続
③ ふれあい健康館における食育ボランティア活動への支援	保健福祉政策課	継続
(2) 社会教育における食育の推進		
① 公民館における食に関する学習機会の提供	教育委員会 社会教育課	継続
② 青少年事業での学習機会の提供	教育委員会 社会教育課	継続
(3) 関係団体等との連携による食育の推進		
① NPO等との協働の推進	市民協働課	継続
② 大学等との連携	保健福祉政策課	継続
③ 事業者等に対する食育推進事業の周知等	経済政策課・関係課	継続
4 生産者と消費者との交流の促進		
(1) 農業体験活動の推進		
① 体験型市民農園の実施	農林水産課	継続
(2) 地産地消の推進		
① 農産物のブランド品目の育成	農林水産課	継続
② 生産者と消費者との交流の場の提供	農林水産課	継続
③ 地産地消事業の推進	農林水産課	継続
5 環境との調和による食育の推進		
(1) 食から考える環境への影響		
① 出前環境教室による環境保全	環境保全課	継続
② ごみ減量・再資源化の推進	市民環境政策課	継続
③ 生ごみ減量化の推進	市民環境政策課	継続
④ 食品トレイの拠点回収	市民環境政策課	継続
⑤ ごみ減量徳島市民大作戦の展開	市民環境政策課	継続

資 料 編

資料編

1 食をめぐる現状と課題

(平成27年食育に関する徳島市民アンケート調査結果から)

(1) 市民アンケート調査の概要

① 調査目的

徳島市民の食育に対する意識や食生活の実態などについて把握し、今後の食育推進計画や食育推進施策の参考とするため、食育に関する徳島市民アンケート調査を実施しました。

② 調査対象

徳島市民1,500人

※平成27年6月1日現在での年齢区分毎に、住民基本台帳より無作為に抽出

③ 調査時期

平成27年6月15日～6月30日

④ 調査方法

アンケート調査票を郵送により配布・回収（無記名回答）

調査票は、15歳以上と14歳以下の2種類を用いた。

⑤ 主な調査項目

- ◆ 基本的事項について ※性別・年齢など
- ◆ 食育について ※認知度・食事バランスガイドなど
- ◆ 健康について ※メタボリックシンドロームなど
- ◆ 食生活について ※食事・マナー・コミュニケーション・食材など
- ◆ 学校・保育所等における食育について
- ◆ 食文化について ※郷土料理など
- ◆ 地産地消について
- ◆ 農漁業体験について
- ◆ 環境への配慮について ※食べ残し・食品の廃棄など
- ◆ 食育推進に対する意見について

⑥ 回収結果

	配布数	回収数	回収率
15歳以上	1,240人	457人	36.9%
14歳以下	260人	111人	42.7%
全体	1,500人	568人	37.9%

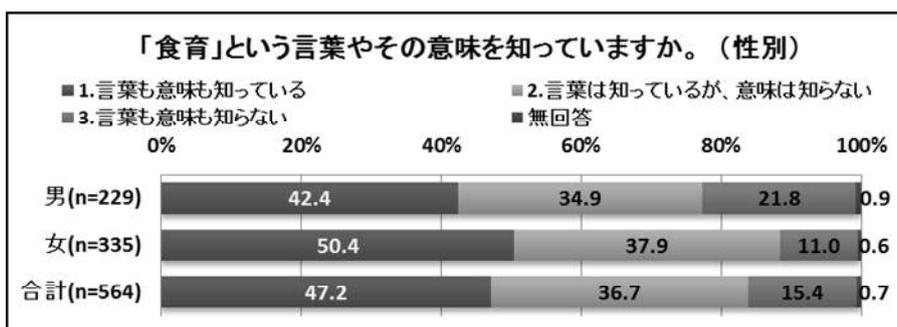
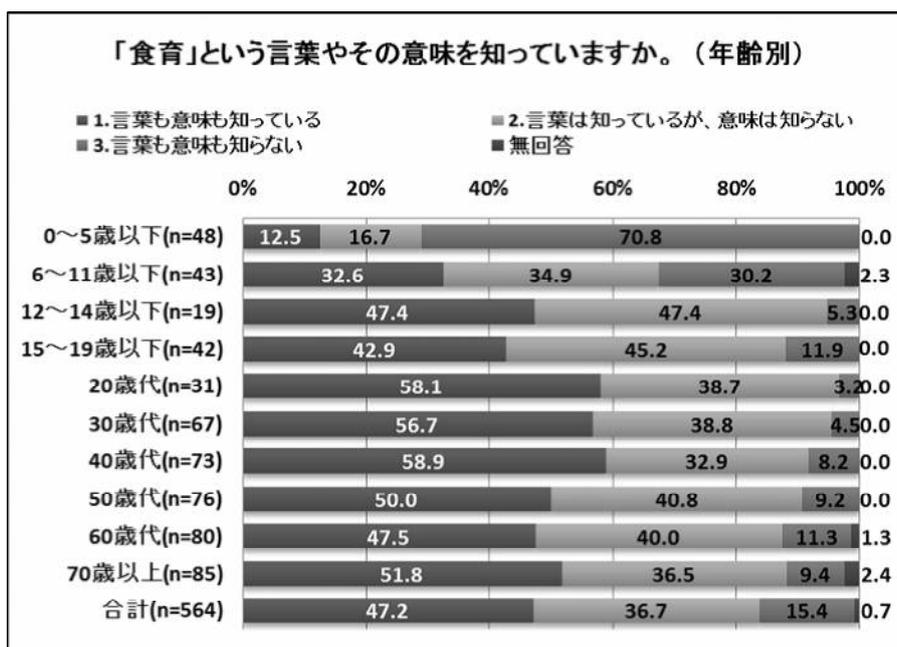
(2) 市民アンケート調査の結果（抜粋）

「食育」について

① 「食育」の認知度

「食育」の言葉も意味も知っている市民の割合は、全体で47.2%になっています。前回調査（平成20年10月）では44.6%であり、2.6ポイント高くなっています。

また、性別では女性の認知度が男性より8ポイント高くなっています。前回調査より男性は3.4ポイント、女性は1.7ポイント増加しています。

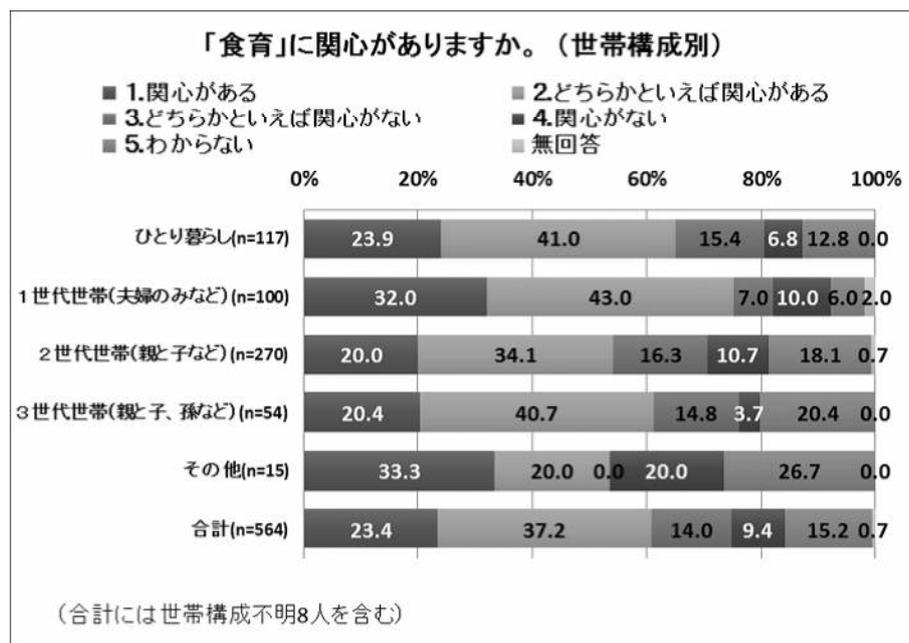
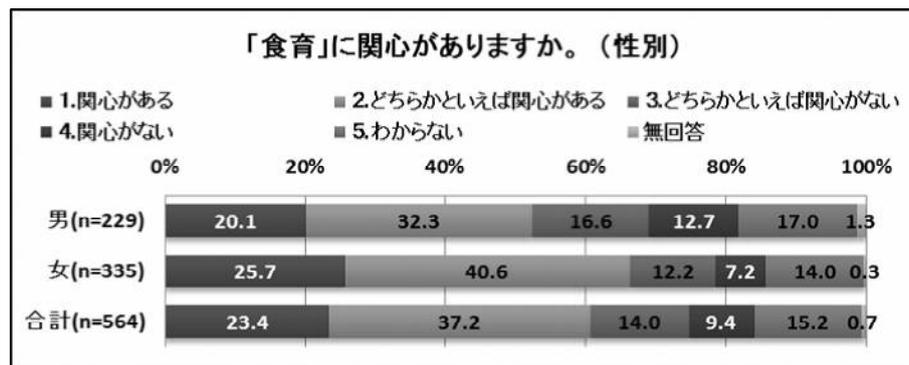
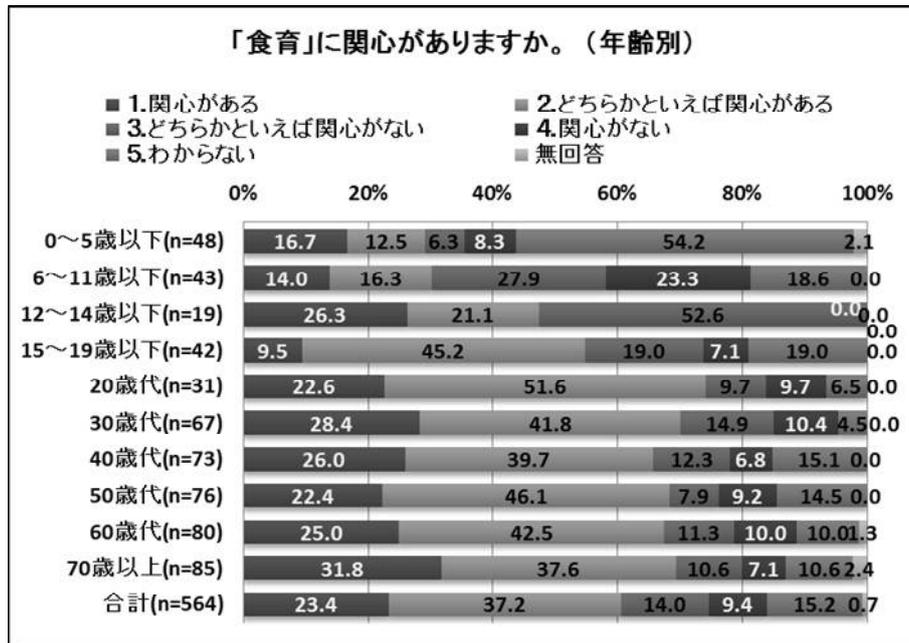


② 「食育」の関心度

食育への関心は、「関心がある」「どちらかといえば関心がある」を合わせると全体で60.6%であり、前回調査より1.6ポイント減少していますが、20歳代、30歳代の「関心がある」割合が増加しています。

性別では認知度の高い女性の方が関心は高くなっており、前回と同じ傾向となっています。

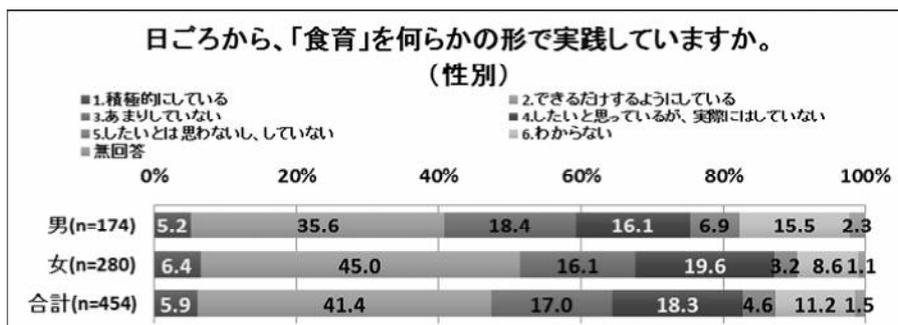
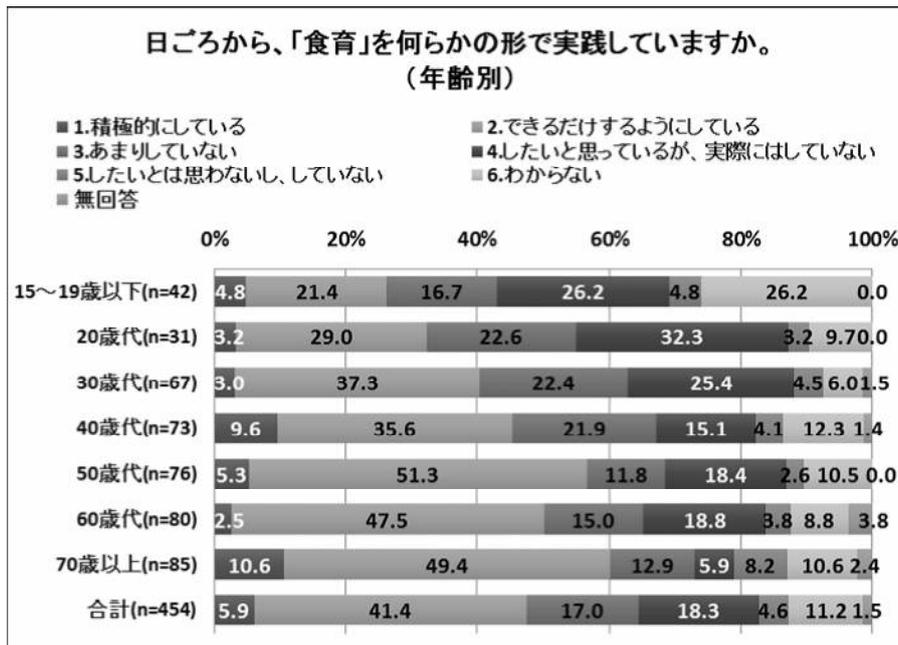
世帯構成別では1世代世帯（夫婦のみなど）が最も高く、その割合も前回調査よりやや増加しています。

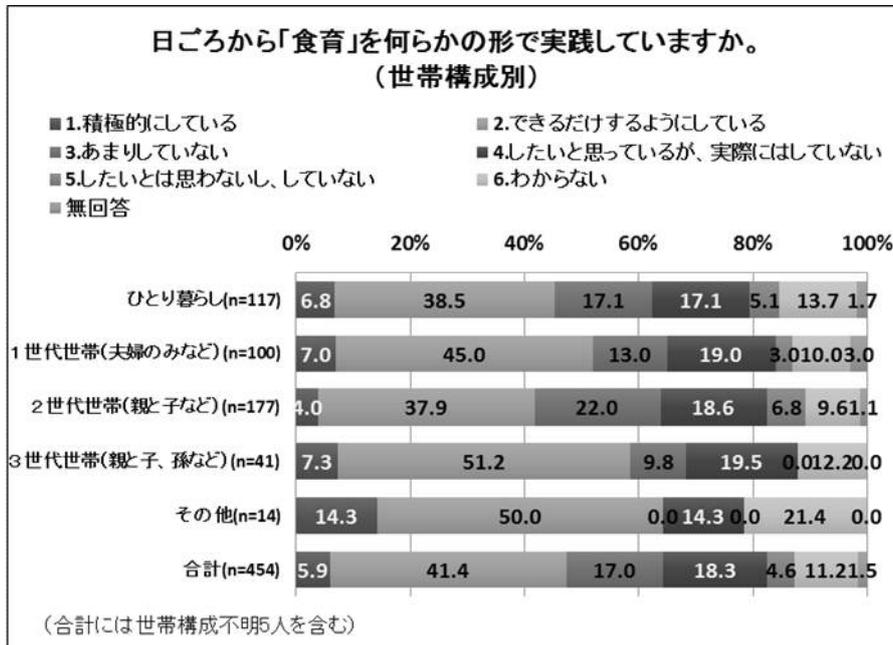


③ 「食育」の実践度

食育の実践では、「積極的にしている」「できるだけするようにしている」を合わせて全体では47.3%で、年代が高くなるほど実践する割合が高くなっており、前回調査と同じ傾向となっています。「積極的にしている」の割合は5.9%で、「食育に関心がある」（23.4%）と比較するとかなり少なくなっています。

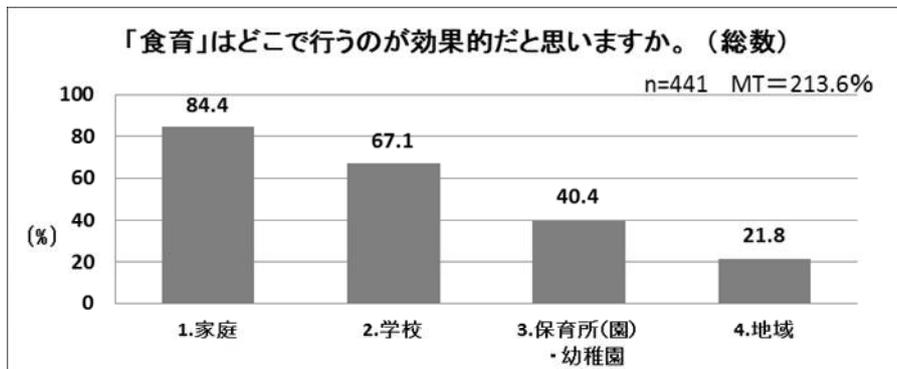
また、性別では女性の方が実践する割合が高く、世代構成別では3世代世帯（親と子、孫など）がやや多くなっています。





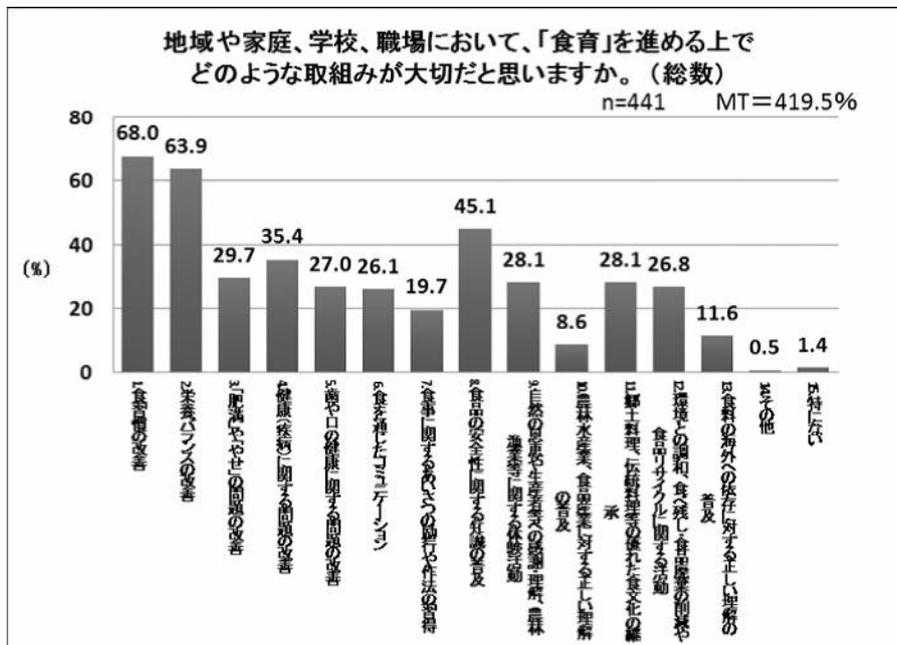
④ 「食育」を効果的に行う場所

食育を効果的に行うのは、「家庭」と回答した市民が84.4%と最も多く、次いで「学校」「保育所(園)・幼稚園」などの教育機関となっており、前回調査と同じ傾向ですが、「学校」「保育所(園)・幼稚園」と回答した割合はどちらも増加しています。



⑤ 地域や家庭、学校、職場における「食育」を進める上での大切な取組み

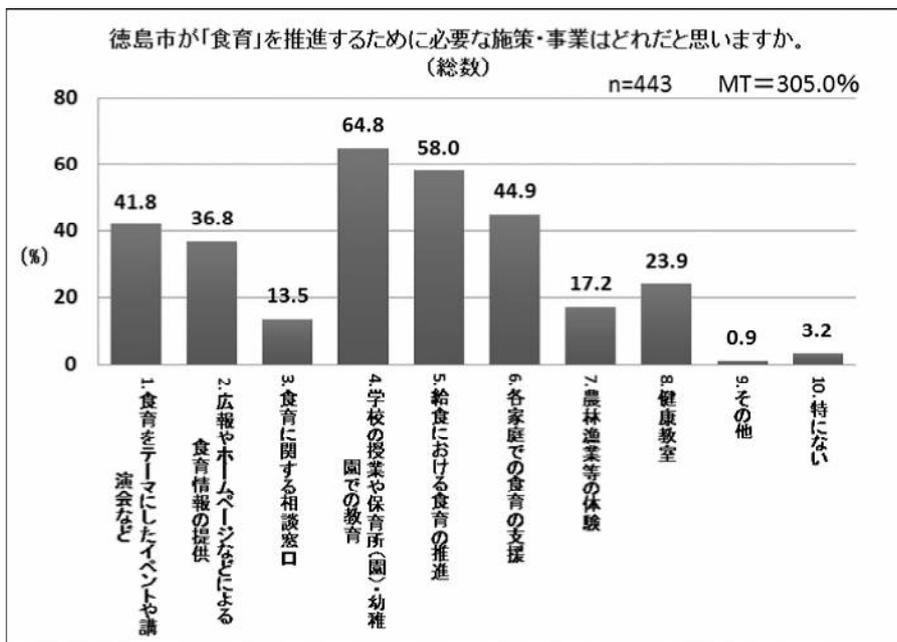
「食育」を進める上での大切な取組みでは、「食習慣の改善」「栄養バランスの改善」「食品の安全性に関する知識の普及」などを回答した市民が多くなっています。



⑥ 徳島市が「食育」を推進するために必要な施策・事業

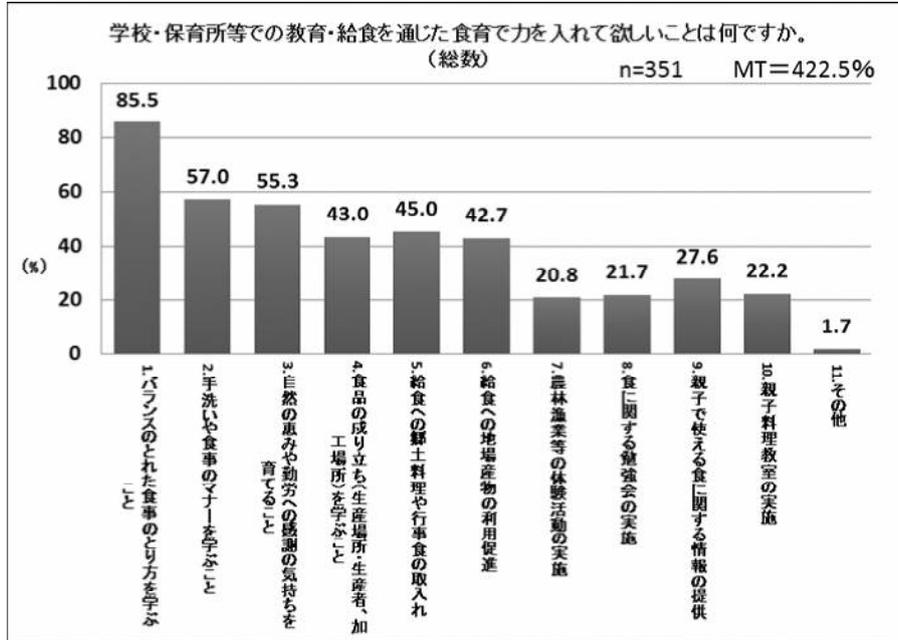
食育推進のための徳島市への期待では、「学校の授業や保育所(園)・幼稚園での教育」「給食における食育の推進」が多くなっています。

食育を効果的に行う場所として「家庭」(84.4%)と回答した市民が最も多かったが、「各家庭での食育の支援」は3番目になっています。



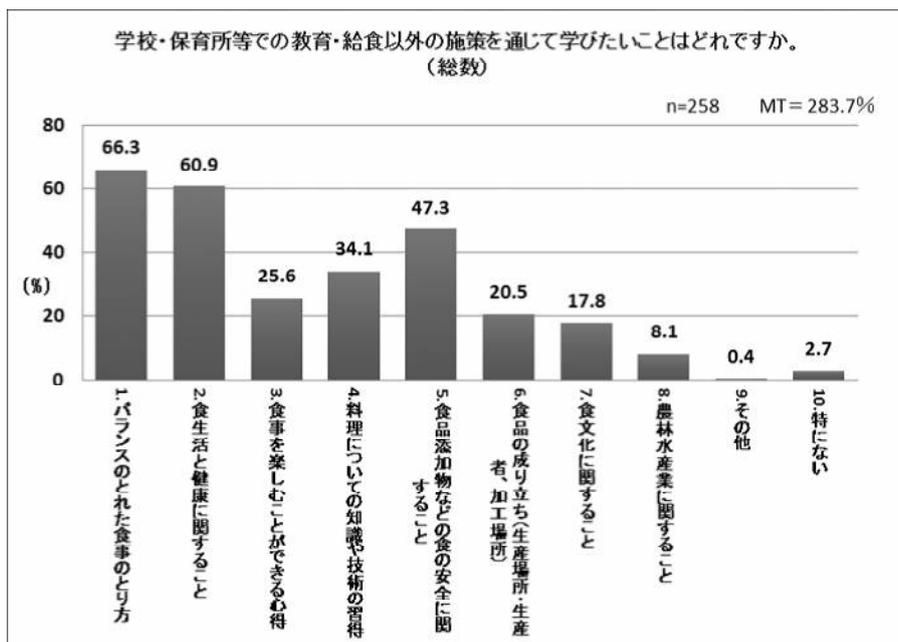
● 学校・保育所等での教育・給食を通じた食育で力を入れて欲しいこと

給食を通じた食育で力を入れて欲しいことでは、「バランスの取れた食事のとり方を学ぶこと」「手洗いや食事のマナーを学ぶこと」「自然の恵みや勤労への感謝の気持ちを育てること」を挙げた市民が多く、前回と同じ傾向になっています。



● 学校・保育所等での教育・給食を通じた食育以外の施策・事業を通して学びたいこと

食育で学びたいことは、「バランスの取れた食事のとり方」(66.3%)「食生活と健康に関すること」(60.9%)が多く、前回調査と同じ傾向ですが、回答した市民の割合が高くなっています。

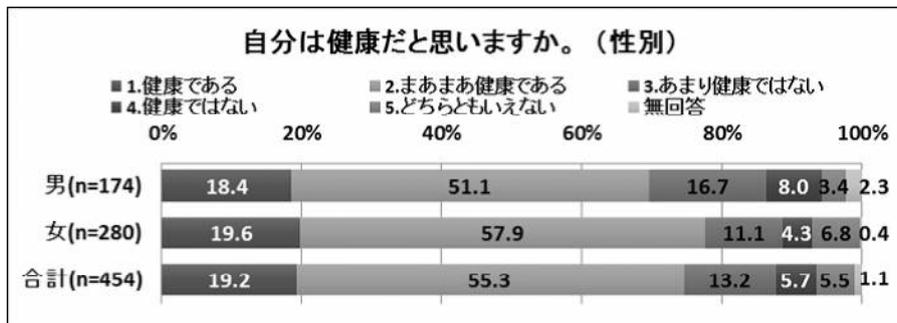
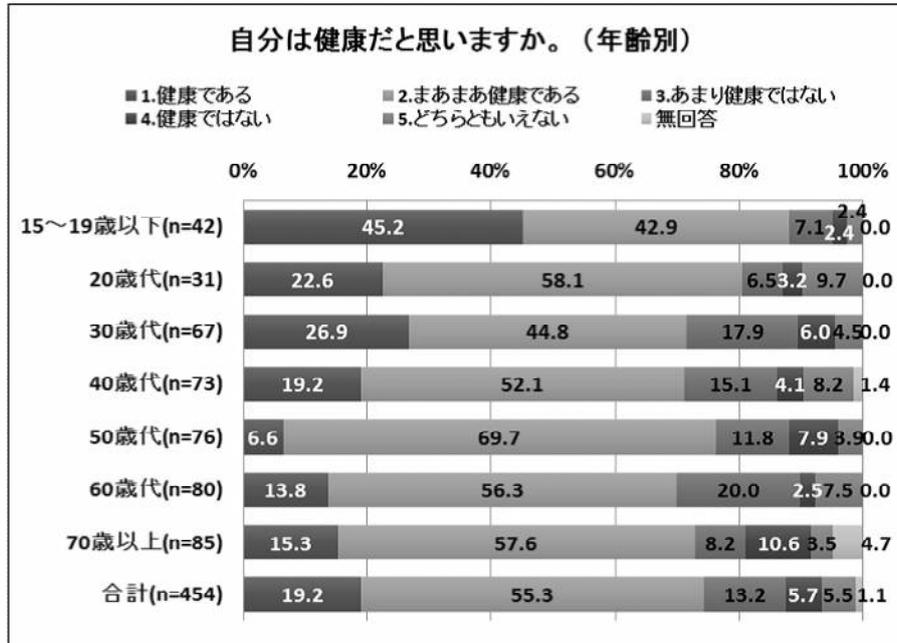


健康について

① 自分の健康

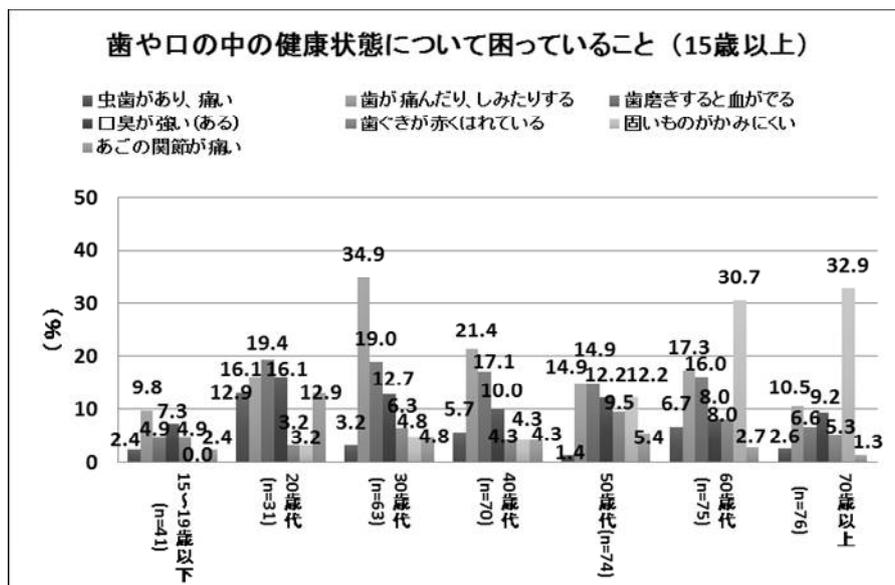
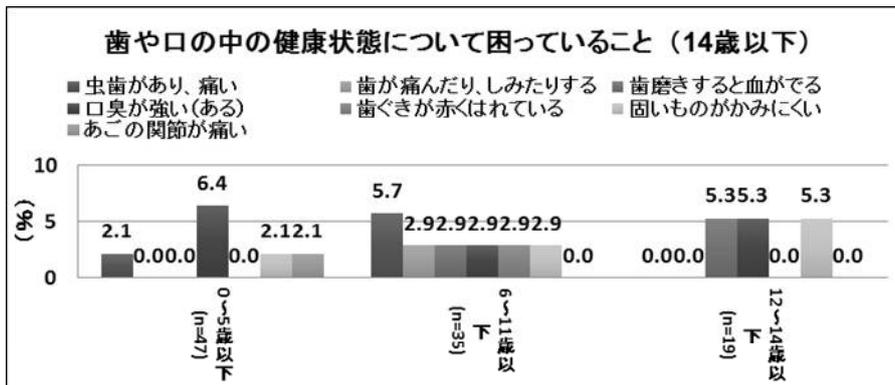
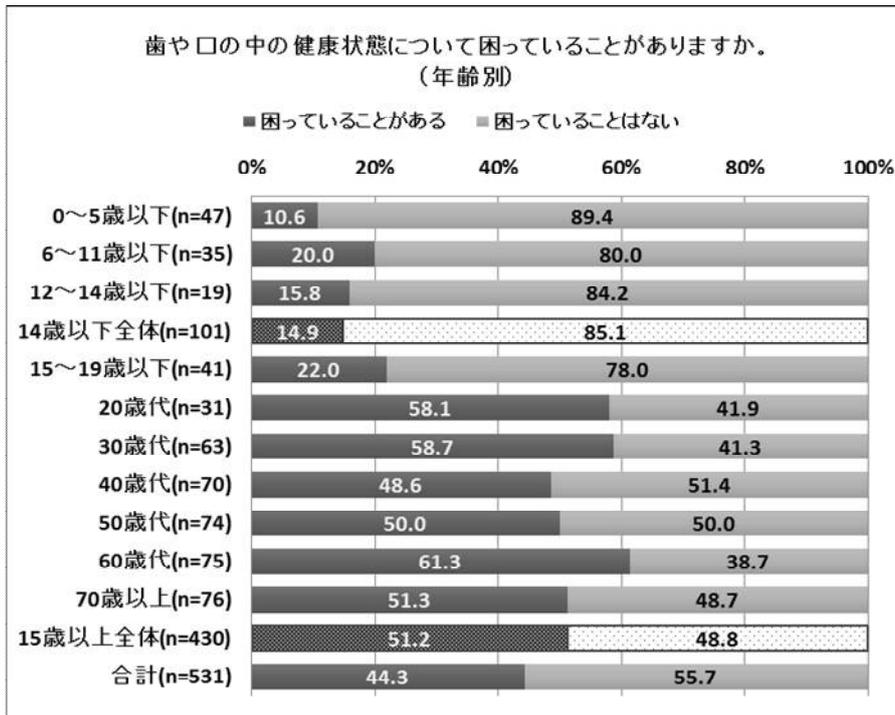
「健康である」と回答した市民の割合は、年齢が高くなるほど低下しており50歳代が最も少なくなっており、50歳代の働き盛りの人が健康に対して課題を抱えていると考えられます。

性別では、女性より男性の方が「健康である」「まあまあ健康である」と感じている市民が少なくなっています。



② 歯や口の中の健康

歯や口の中の健康状態では、「困っていることはない」と回答した割合は14歳以下で85.1%、15歳以上では48.8%です。特に20歳代から何らかのトラブルを抱える者の割合が増加しています。困っていることの内容では14歳以下では少数ですが、「口臭が強い」「虫歯がある」「固いものがかみにくい」などで、15歳以上では、「歯が痛んだりしみたりする」「固いものがかみにくい」などの割合が高くなっています。

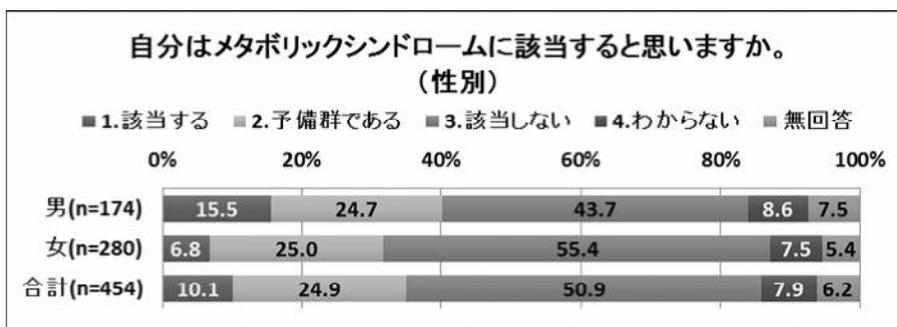
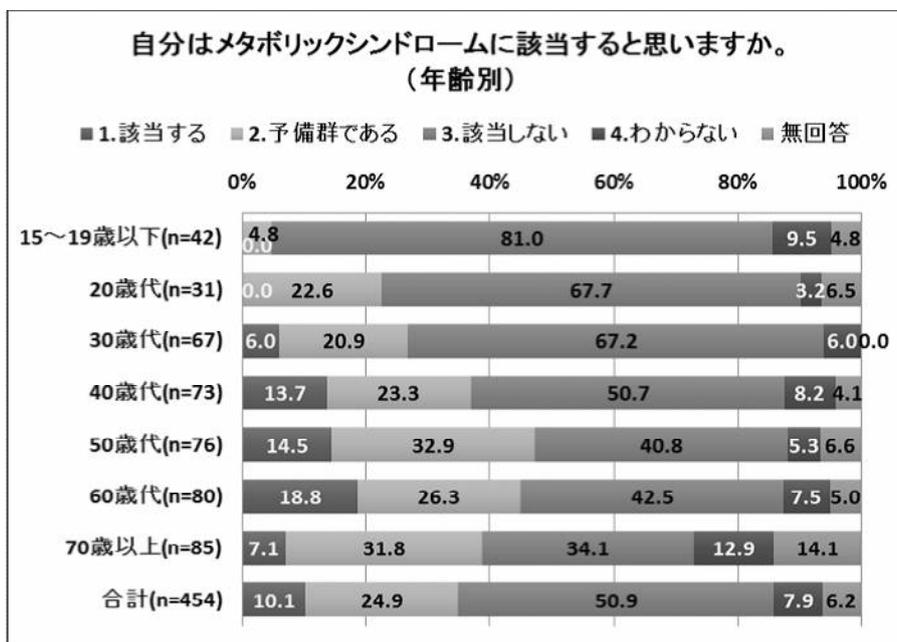


③ 自分はメタボリックシンドロームに該当するか

自分自身がメタボリックシンドロームかどうかでは、「該当する」は60歳代、50歳代の順に多くなっています。前回調査でも60歳代が最も多くなっていましたが、7.7ポイント減少しています。

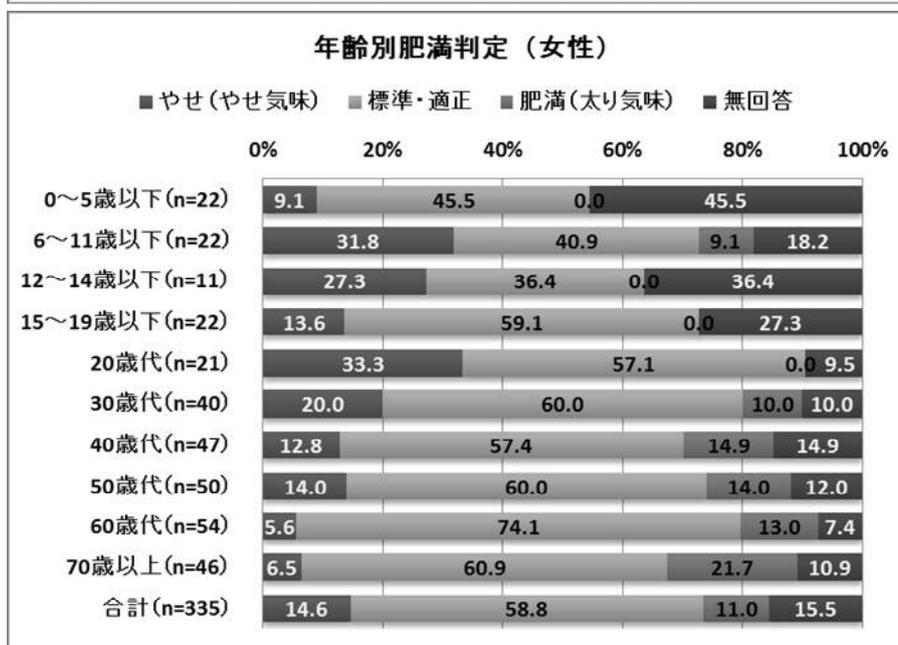
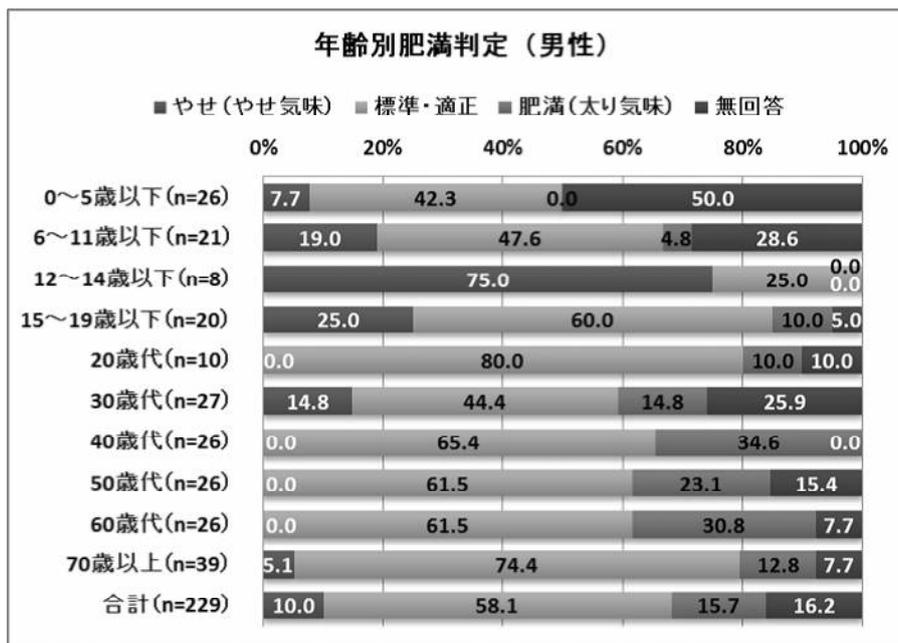
しかし、「予備軍である」を含めると50歳代が最も多くなっていますが、その割合は前回調査と大きな差は見られません。このことから、該当者は若干減少したものの予備軍が増加したことになります。

性別でも前回調査と同様に男性が多くなっていますが、男性の「該当する」は11.8ポイント減少しています。女性の「該当する」も3.3ポイント減少しましたが、「予備軍である」が4.8ポイント増加しています。



④ 肥満度

「肥満（太り気味）」の割合は、全体では男性が15.7%、女性が11.0%となっています。最も多いのは、男性が40歳代の34.6%、女性が70歳以上の21.7%となっています。一方、「やせ（やせ気味）」の割合は、回答数が8人と少ないのですが、男性では12～14歳以下が多くなっています。女性は特に20歳代が多く、33.3%と3人に1人は「やせ（やせ気味）」となっています。



年代別体格指数と肥満判定基準

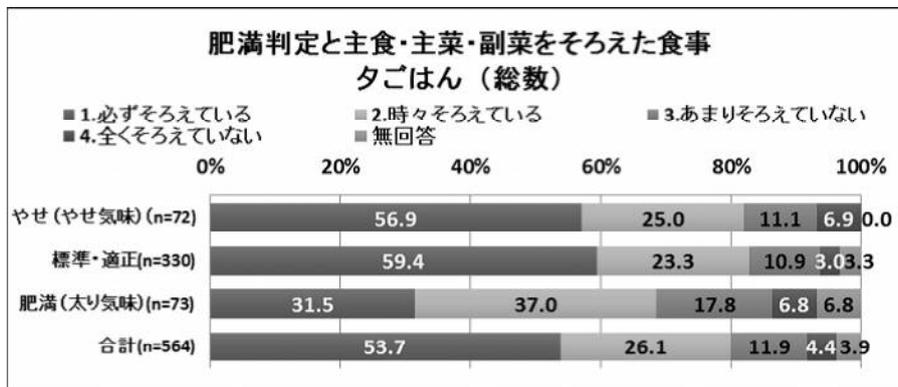
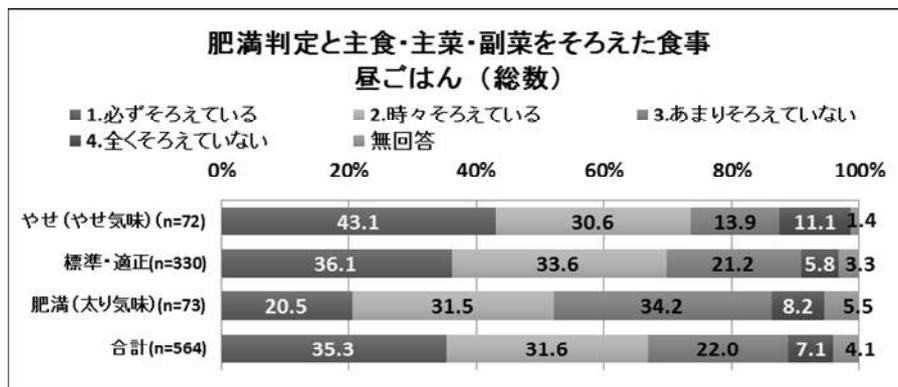
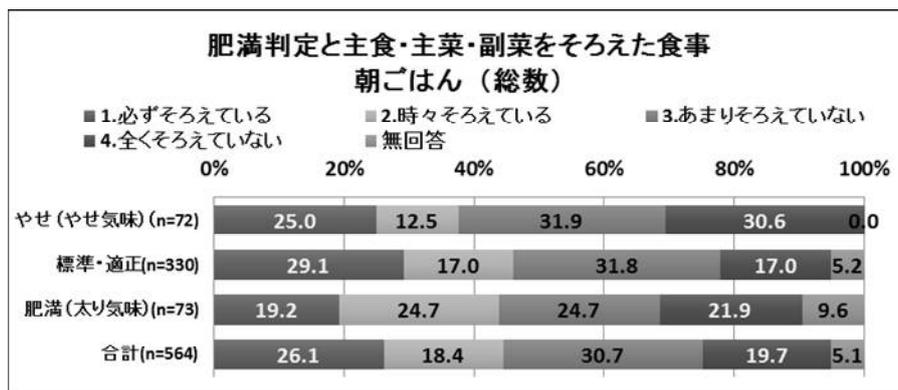
体格指数	計算式	判定基準	やせ(やせ気味)	適正・標準	肥満(太り気味)
カウプ指数	体重(kg) / 身長(cm) ² × 10 ⁴	幼児(2歳以下)	15未満	15～18未満	18以上
		幼児(3歳以上)	14.5未満	14.5～18未満	18以上
ローレル指数	体重(kg) / 身長(cm) ³ × 10 ⁷	小学生	120未満	120～160未満	160以上
BMI	体重(kg) / 身長(m) ²	中学生以上	18.5未満	18.5～25未満	25以上

<肥満判定と主食・主菜・副菜をそろえた食事>

体重は食事と深い関係があるため、肥満判定別に主食・主菜・副菜をそろえた食事のどの程度しているか検討しました。

肥満（太り気味）の市民は、朝・昼・夕ごはんのすべてにおいて「主食・主菜・副菜をそろえた食事」を「必ずそろえている」割合が低くなっています。

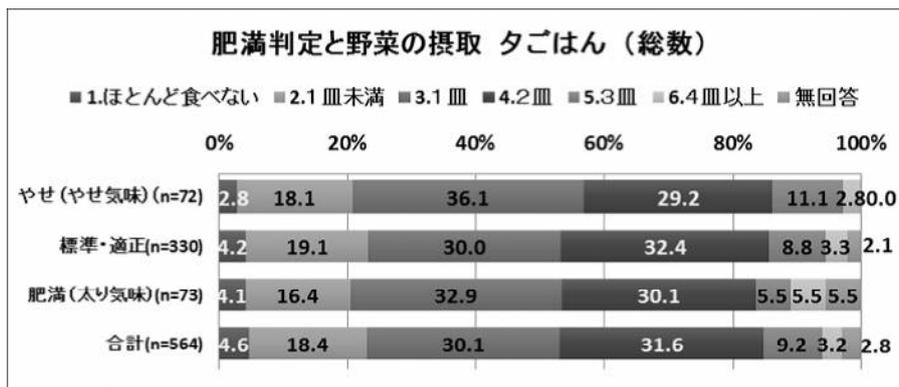
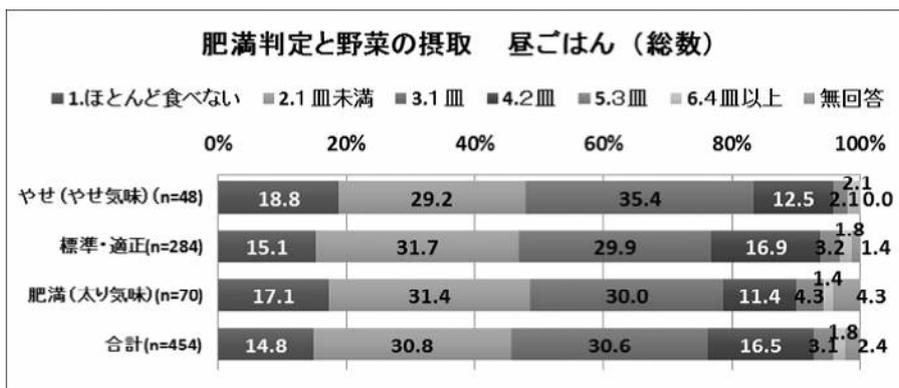
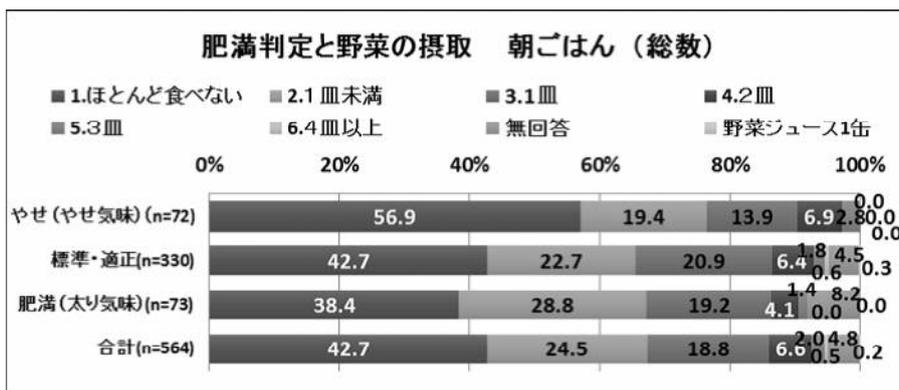
また、朝ごはん、昼ごはん、夕ごはんと同様に「必ずそろえている」割合が高くなっています。



<肥満判定と野菜の摂取>

朝ごはんは、やせ（やせ気味）の市民は、野菜を「ほとんど食べない」割合が56.9%と高くなっています。

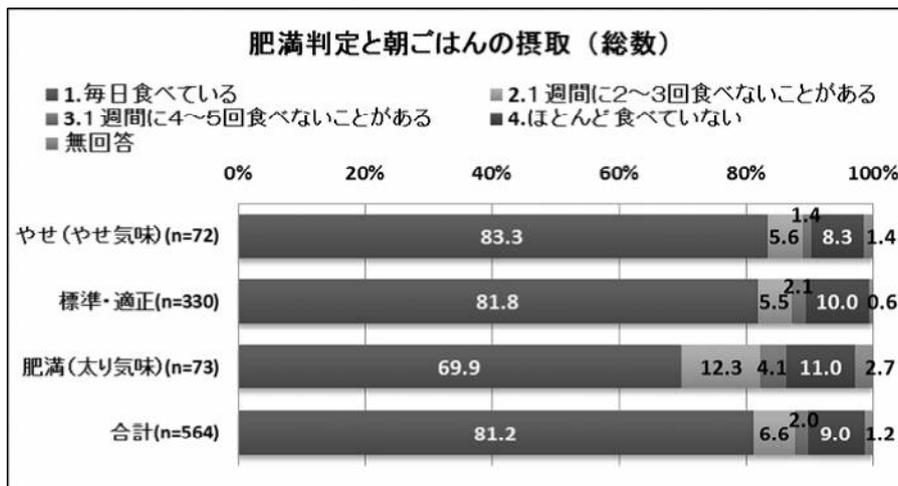
また、主食・主菜・副菜をそろえた食事と同様に、朝ごはん、昼ごはん、夕ごはんと同様に摂取する割合が高くなっています。



<肥満判定と朝ごはんの摂取>

肥満判定と朝ごはんの摂取状況では、全体の81.2%の市民が朝ごはんを毎日摂取しているが、17.6%の者は欠食している状況があります。

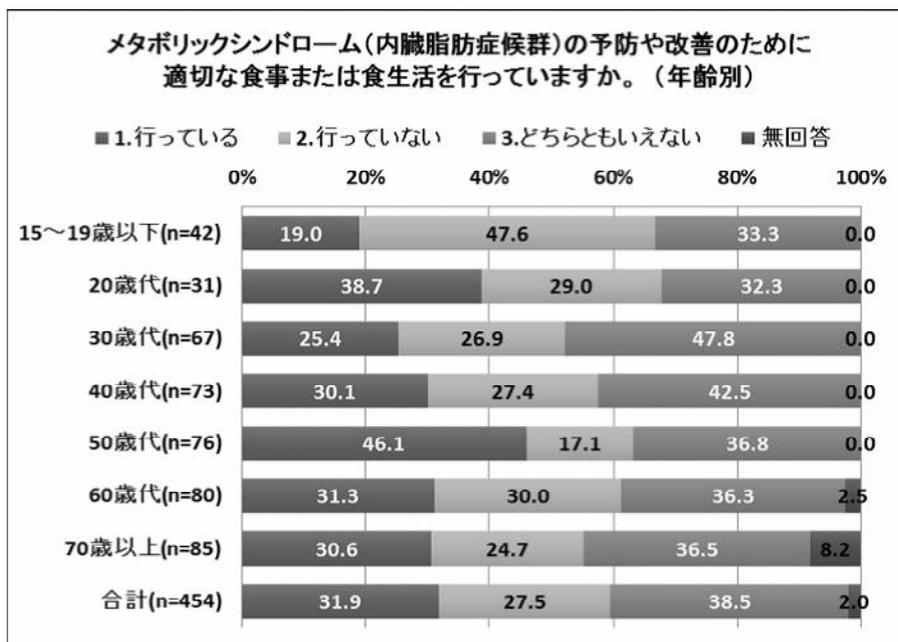
肥満(太り気味)の市民は欠食をする割合が高く、欠食率が標準・適正体重の者より9.8ポイント高くなっています。

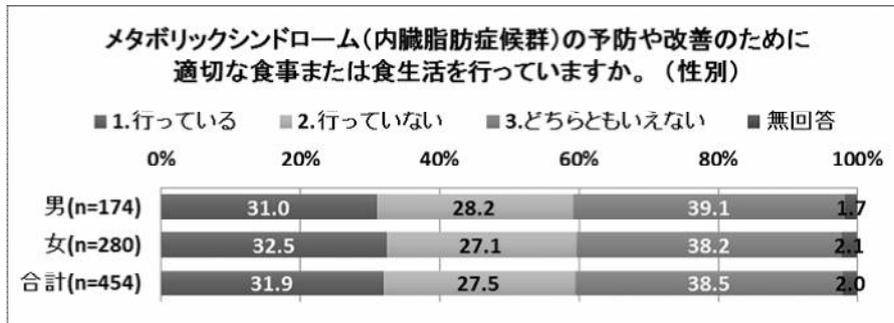


⑤ メタリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防や改善のための適切な食事や食生活

メタリックシンドロームの予防改善のために適切な食事や食生活を「行っている」市民の割合は50歳代が最も多く、46.1%で、次いで20歳代が38.7%となっています。前回調査では50歳代が28.0%、20歳代が21.5%だったので、50歳代で18.1ポイント、20歳代で17.2ポイント増加しています。最も少ないのは、15~19歳以下で前回より6ポイント減少しています。全体では前回調査とほとんど同じです。

男女別ではほとんど差は見られません。



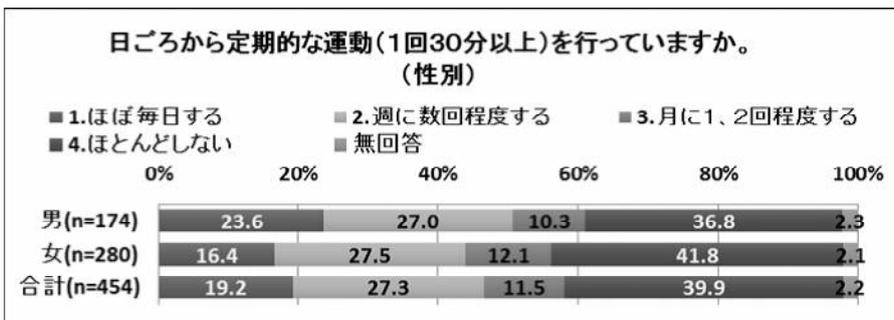
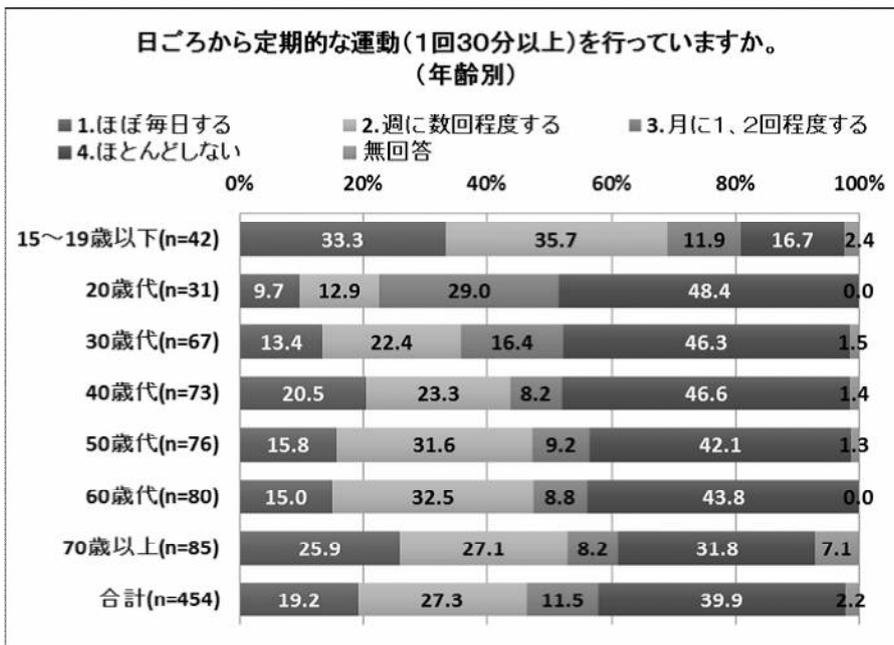


⑥ 定期的な運動

メタボリックシンドロームの予防のもう一つの対策は運動です。

定期的な運動の実施状況では、15～19歳以下を除き「ほぼ毎日する」「週に数回程度する」を合わせると、年齢が高くなるに従って割合が高くなっています。

性別では、男性の方がやや実施頻度が高くなっており、「ほとんどしない」市民の割合は女性が5ポイント高くなっています。

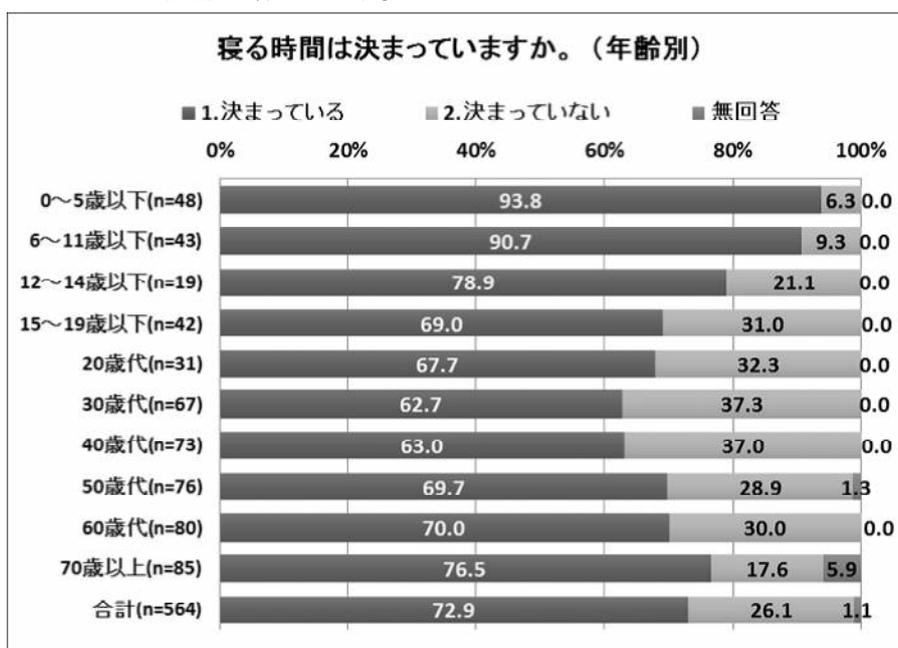


食生活について

① 寝る時間と起きる時間

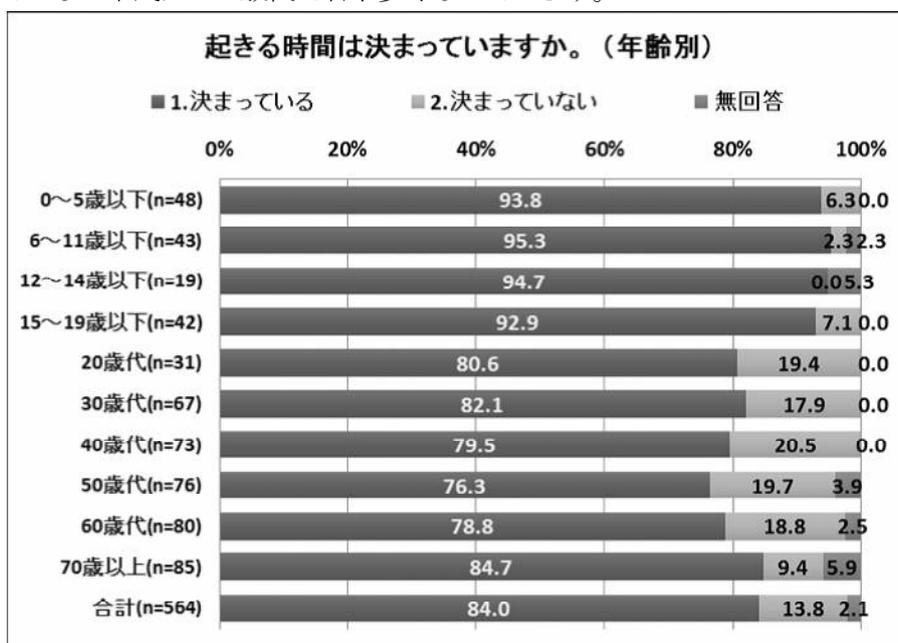
● 寝る時間

生活習慣である寝る時間が決まっている市民の割合は全体では72.9%で、前回調査とほぼ同じ割合となっています。低くなっているのは30歳代、40歳代で約4割の市民が決まっています。6～14歳以下では年齢が進むにつれて寝る時間が決まっていない市民の割合が増加します。



● 起きる時間

起きる時間が決まっている市民の割合は全体では84.0%で、起きる時間が決まっていない市民は40歳代で若干多くなっています。



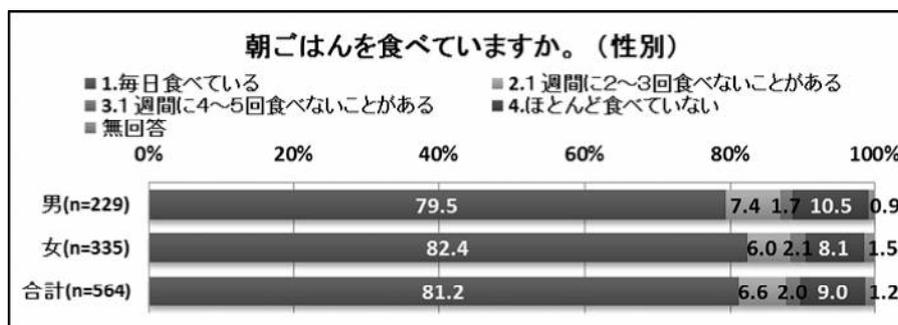
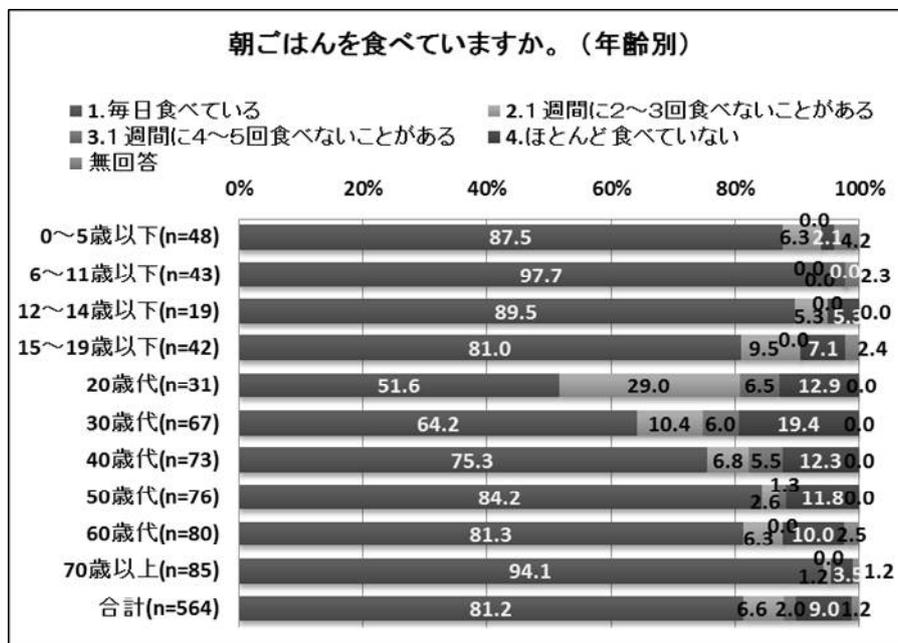
② 朝ごはんの摂取状況

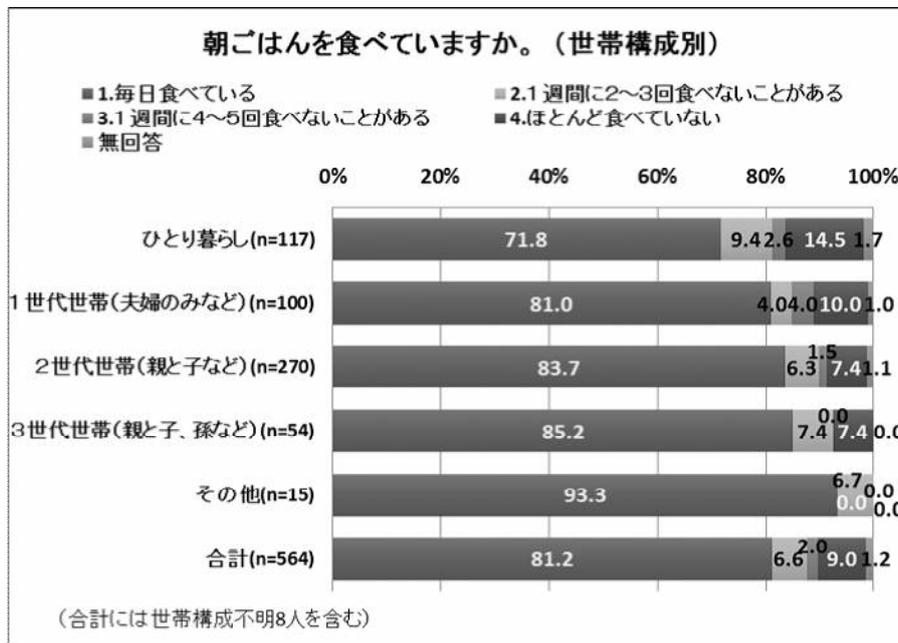
朝ごはんの摂取状況では、全体で81.2%の市民が毎日食べていますが、17.6%の市民に欠食がみられます。特に20歳代の欠食率が高く48.4%にもおよび、次いで30歳代、40歳代と続いています。

また、前回調査と比較すると朝ごはんを「毎日食べている」市民の割合は、全体では2.8ポイント減少しています。最も欠食率の高い20歳代は0.8ポイント増加していますが、30歳代では83.8%から64.2%、40歳代では80.7%から75.3%と大きく減少しています。

性別においては、欠食する市民の割合はわずかではあるが男性の方が多くなっています。

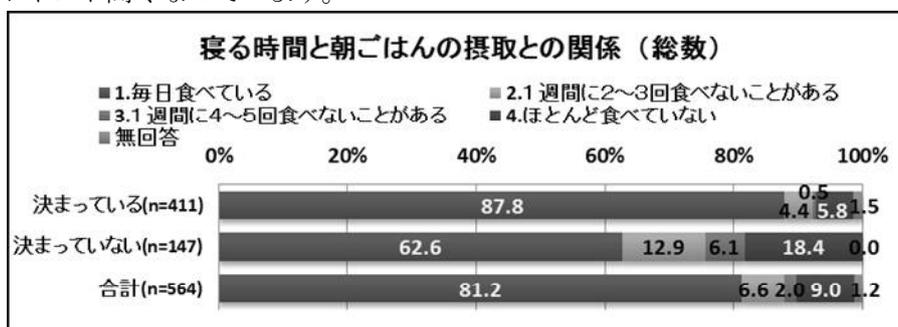
世帯構成別では、世代が多くなるほど「毎日食べる」市民の割合が高くなり、ひとり暮らしが、「毎日食べる」市民が少なくなっています。





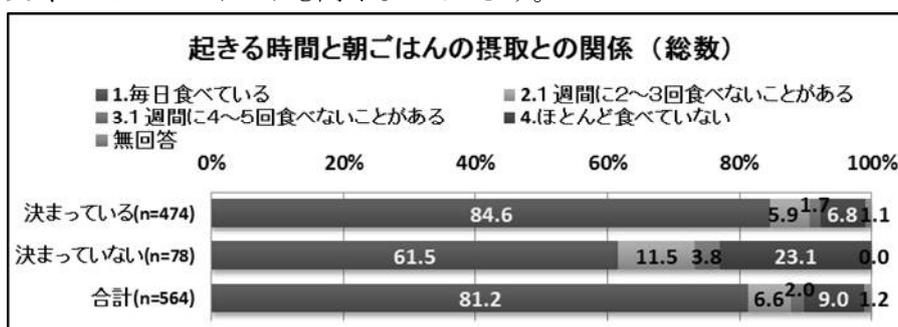
<寝る時間と朝ごはんの摂取>

寝る時間と朝ごはんの欠食状況を検討した結果、寝る時間が決まっている市民の欠食率（毎日食べる以外を回答した者の割合）は10.7%ですが、寝る時間が決まっていない者の欠食率は37.4%であり、寝る時間が決まっている者より欠食率が26.7ポイント高くなっています。



<起きる時間と朝ごはんの摂取>

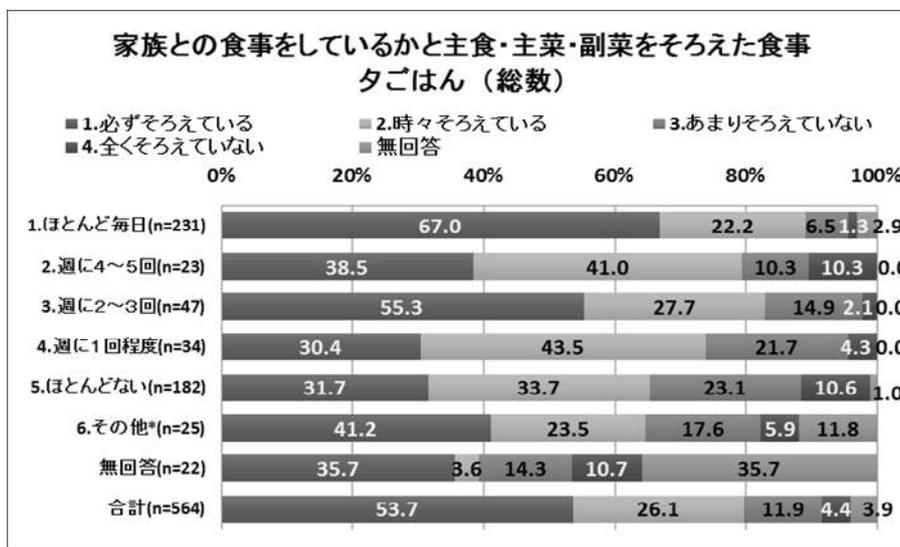
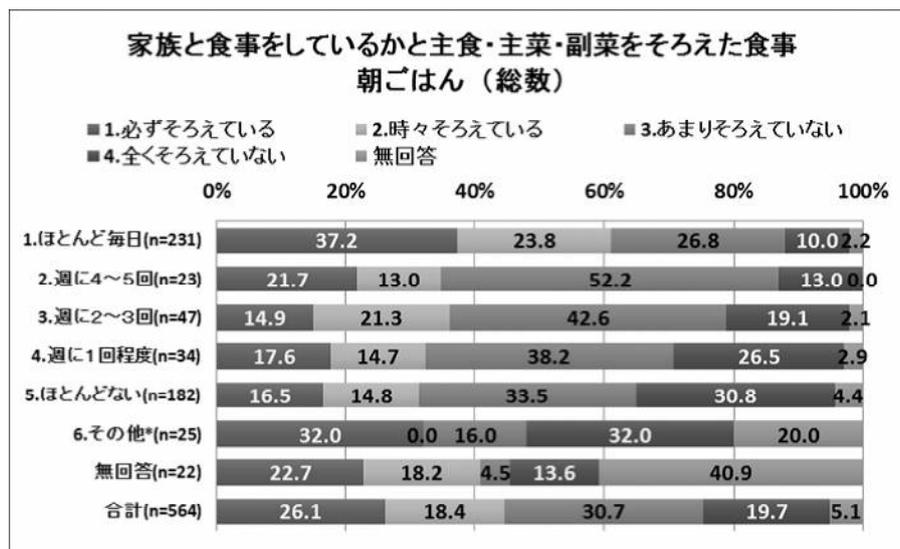
起きる時間と朝ごはんの欠食状況を検討した結果、起きる時間が決まっている市民の欠食率は14.4%ですが、起きる時間が決まっていない市民の欠食率は38.5%であり、24.1ポイントも高くなっています。



<家族との食事と主食・主菜・副菜をそろえた食事>

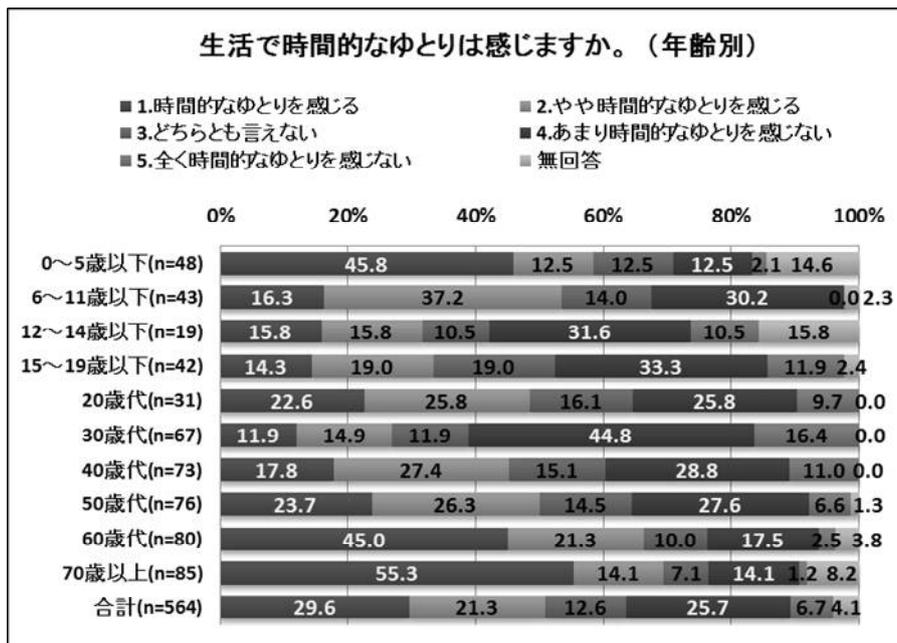
朝ごはんを家族と「ほとんど毎日」食べると回答した市民は、主食・主菜・副菜を「必ずそろえる」「時々そろえる」を合わせると61.0%になります。家族と食事を一緒に「ほとんどしない」と回答した市民は、主食・主菜・副菜をそろえる割合が31.3%となり、家族と「ほとんど毎日」食事をしている市民の約半分の割合になります。

夕ごはんは、朝ごはんほど顕著ではありませんが、家族と一緒に食事をする頻度が低いと主食・主菜・副菜をそろえた食事の頻度も低くなっています。



③ 生活の時間的なゆとり

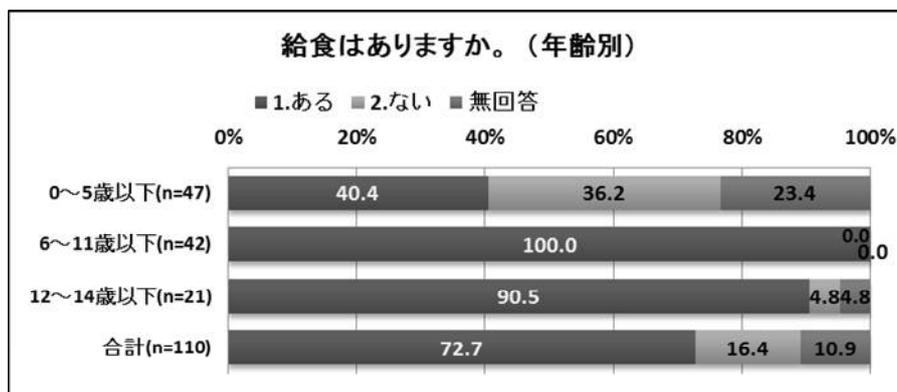
生活の時間的なゆとりでは、「時間的なゆとりを感じる」「やや時間的なゆとりを感じる」を合わせると全体では50.9%でした。12～14歳以下、15～19歳以下、30歳代ではゆとりを感じる割合が低く、60歳以上では「時間的なゆとりを感じる」者の割合が高くなっています。



学校・保育所等における食育について

① 給食について

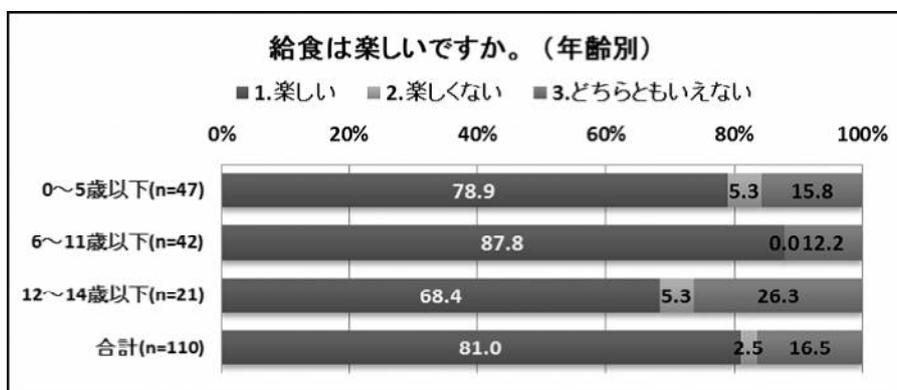
給食があるのは全体で72.7%であり、小学生（6～11歳以下）では全員給食があります。



② 給食時間は楽しいか

6～11歳以下の小学生では87.8%が「楽しい」と回答しているが、12～14歳以下の中学生では68.4%と低くなっています。

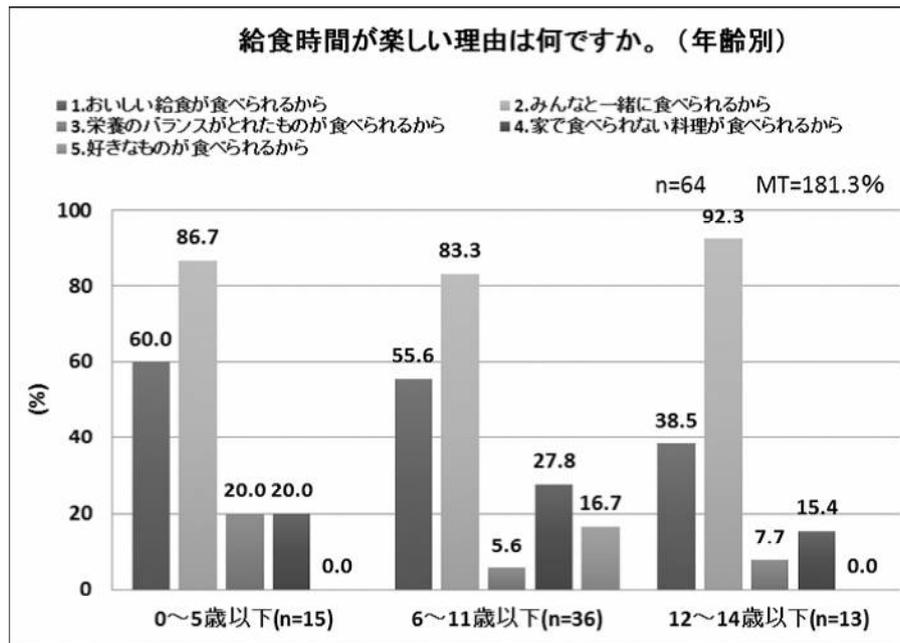
前回調査より小学生では6.3ポイント、中学生で3.9ポイント上昇しています。



● 給食時間が楽しい理由

給食時間が「楽しい」理由は、どの年齢層も「みんなと一緒に食べられるから」が最も多くなっています。「みんなと一緒に食べられるから」と回答した12～14歳以下の割合が前回調査より27.3ポイント増加しています。

また、「おいしい給食が食べられるから」は年齢が上昇するに従って減少しており、前回調査では年齢が上昇するにつれて増加していましたので、逆の傾向が見られます。



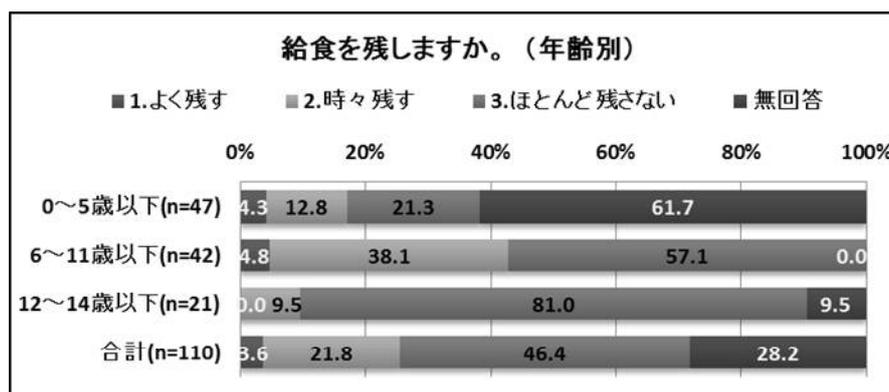
● 給食時間が楽しくない理由

「給食が楽しくない」と回答した市民は2人とわずかでしたが、その理由として「嫌いなものが含まれているから」「食べる速度が遅いから」と挙げられています。

③ 給食を残すか

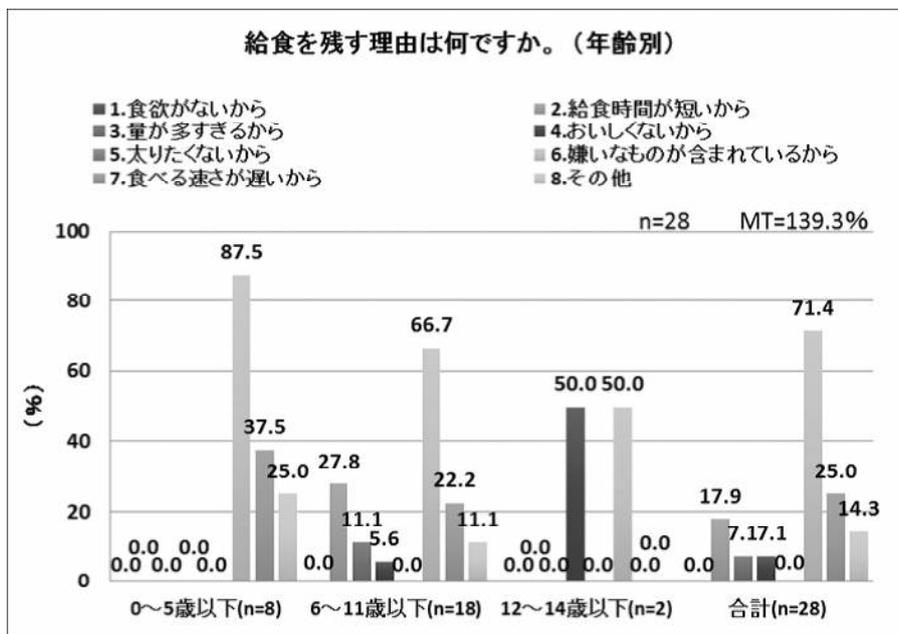
給食を残すかという問では、「よく残す」「時々残す」を合わせると全体で25.4%になっており、前回調査より8ポイント減少しています。

また、6～11歳以下では42.9%が「よく残す」「時々残す」と回答していますが、12～14歳以下では9.5%と少なくなっています。



● 給食を残す理由

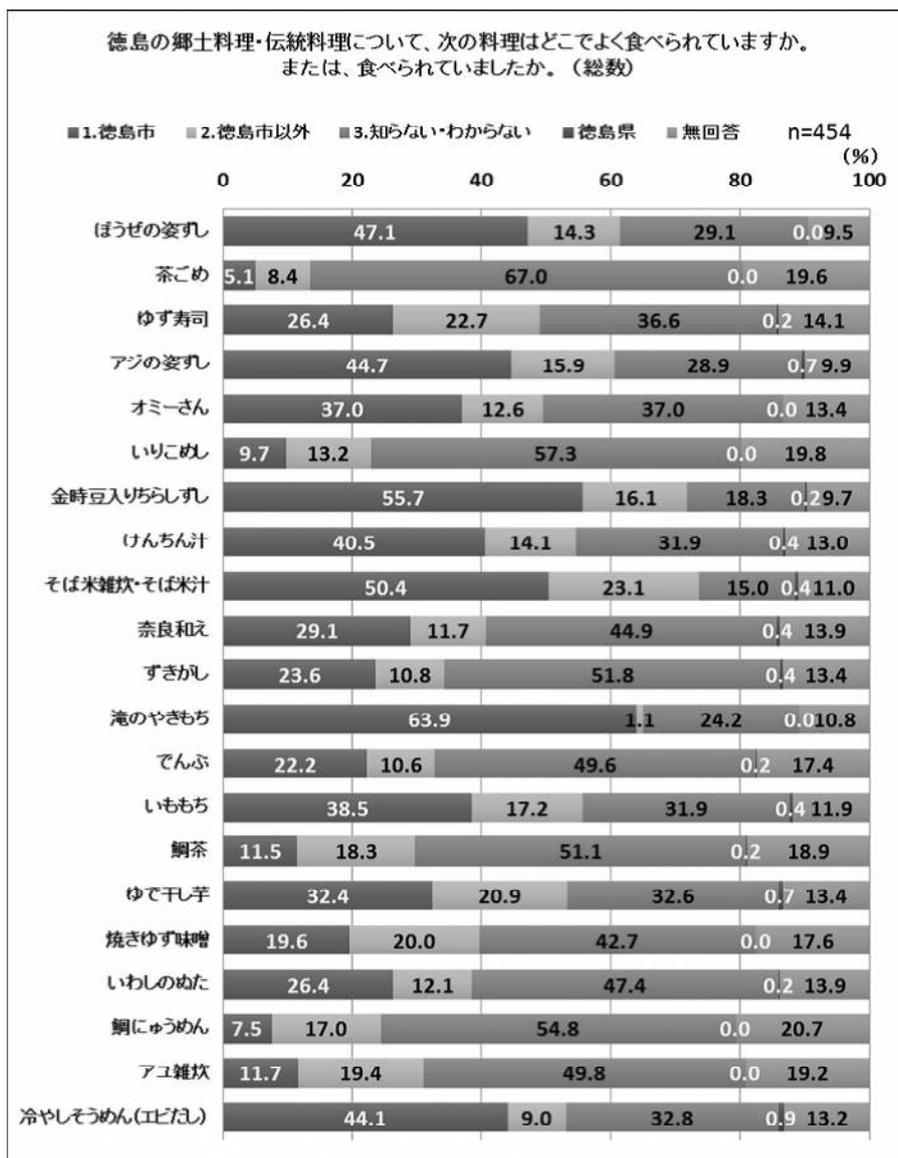
給食を残す理由は、どの年齢層も「嫌いなものが含まれているから」が最も多くなっていますが、12～14歳以下では「おいしくないから」との理由で給食を残しています。



食文化について

① 徳島の郷土料理・伝統料理

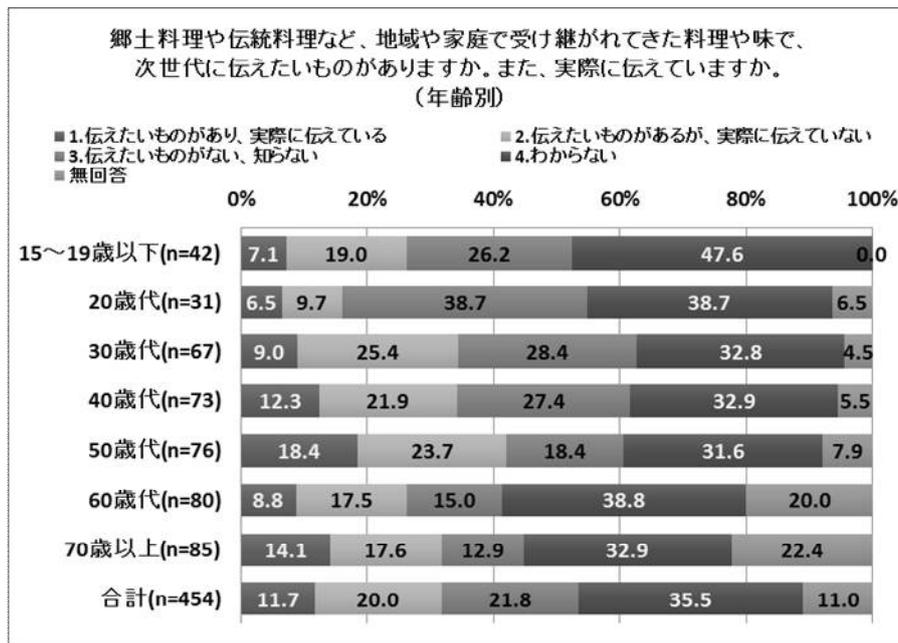
徳島でよく食べられている、または食べられていた郷土料理や伝統料理について、50%以上の方が徳島市の郷土料理と回答した料理は「滝のやきもち」「金時豆入りちらしずし」「そば米雑炊・そば米汁」でした。



② 次世代に伝えたい郷土料理や伝統料理

次世代に伝えたい郷土料理や伝統料理があるかでは、「伝えたいものがあり、実際に伝えている」「伝えたいものがあるが、実際に伝えていない」と回答した市民の割合は全体では31.7%で、特に50歳代は42.1%と多くなっています。

「伝えたいものがない、知らない」と回答した者の割合は全体では21.8%で、特に20歳代は38.7%と多くなっています。これに「わからない」を加えると全体では57.3%で、前回調査より3.2ポイント増加しており継承意欲はさらに消極的になっていると思われます。

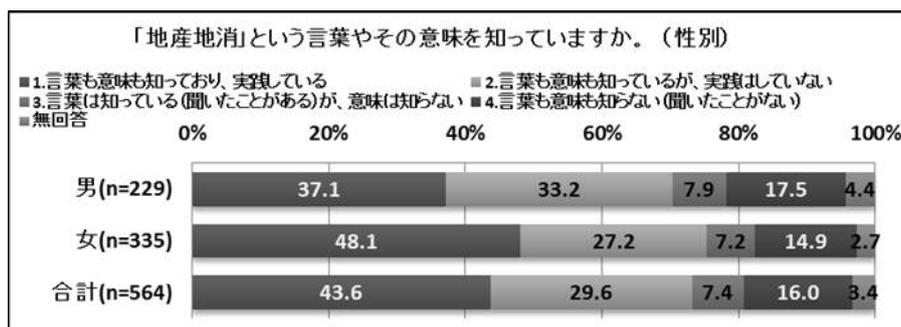
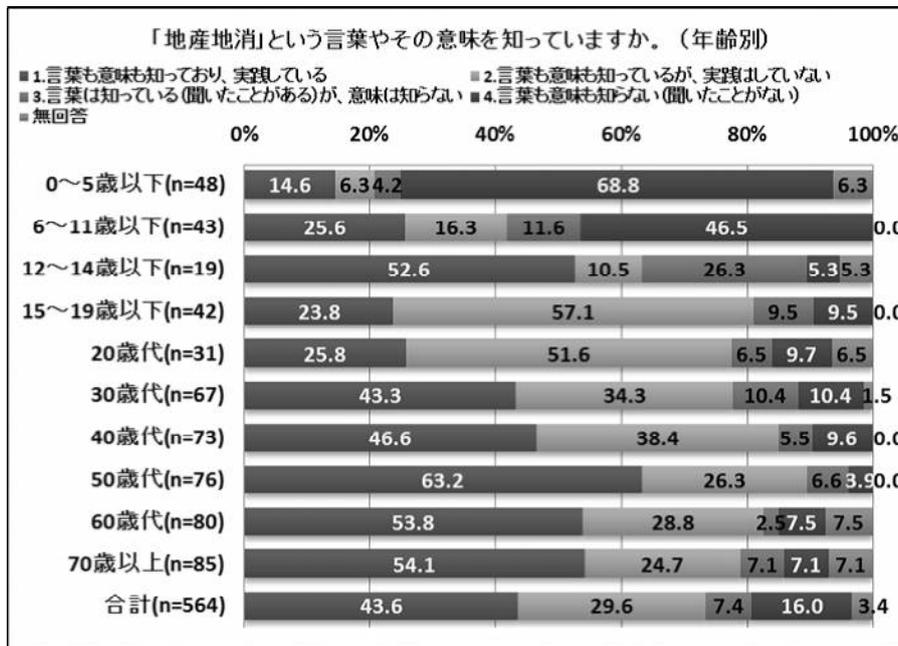


地産地消について

① 「地産地消」の認知度

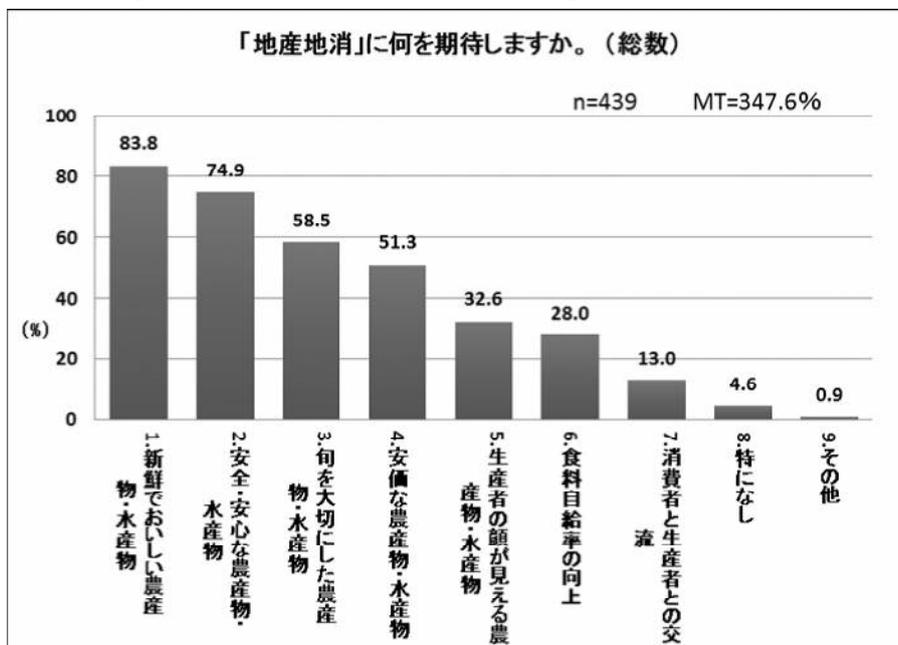
「地産地消」という言葉や意味の認知度は、全体で73.2%の市民が知っており、前回調査より10.1ポイント増加しています。その実践している割合は10.7ポイント増加しています。「言葉も意味も知っており、実践している」と回答した市民は12～14歳以下、50歳代～70歳以上で多く、15歳以上では年代が上がるに従って多くなっています。

また、性別では男性より女性の方が「言葉も意味も知っており、実践している」市民は多くなっています。



② 「地産地消」に期待すること

「地産地消」に期待することは、「新鮮でおいしい農産物・水産物」「安全・安心な農産物・水産物」「旬を大切にした農産物・水産物」と回答した割合が高くなっています。

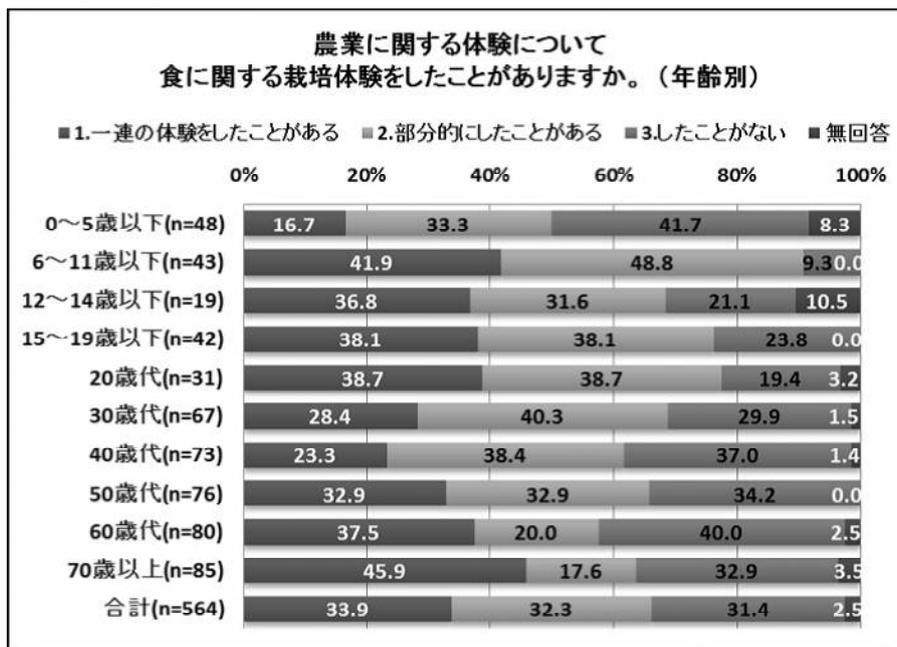


農業漁業体験について

① 農業に関する体験

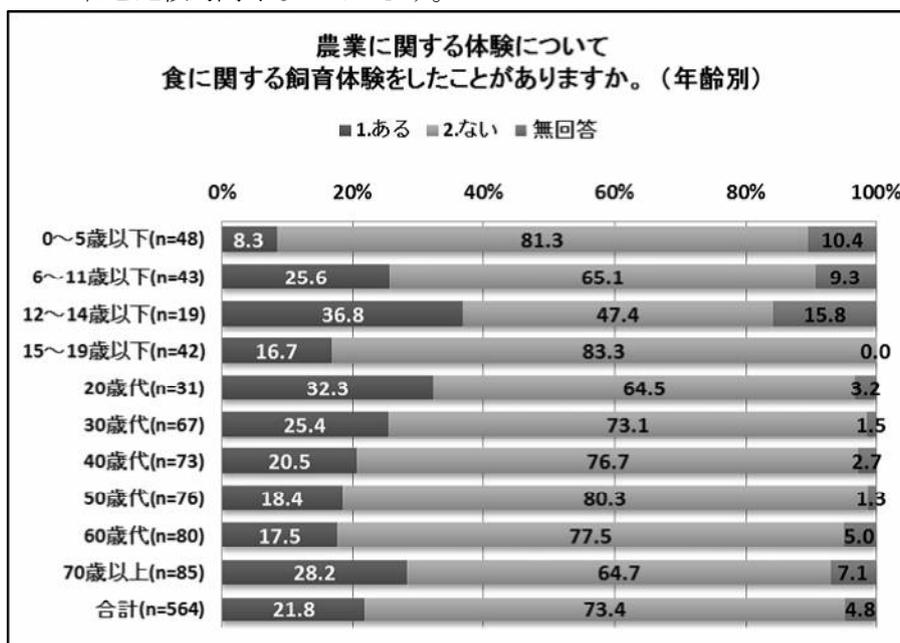
● 栽培体験

農業に関する体験は、「一連の体験をしたことがある」「部分的にしたことがある」を合わせた割合は、66.2%で前回調査とほぼ同数でした。「一連の体験をしたことがある」市民は30歳代、40歳代では少なくなっています。



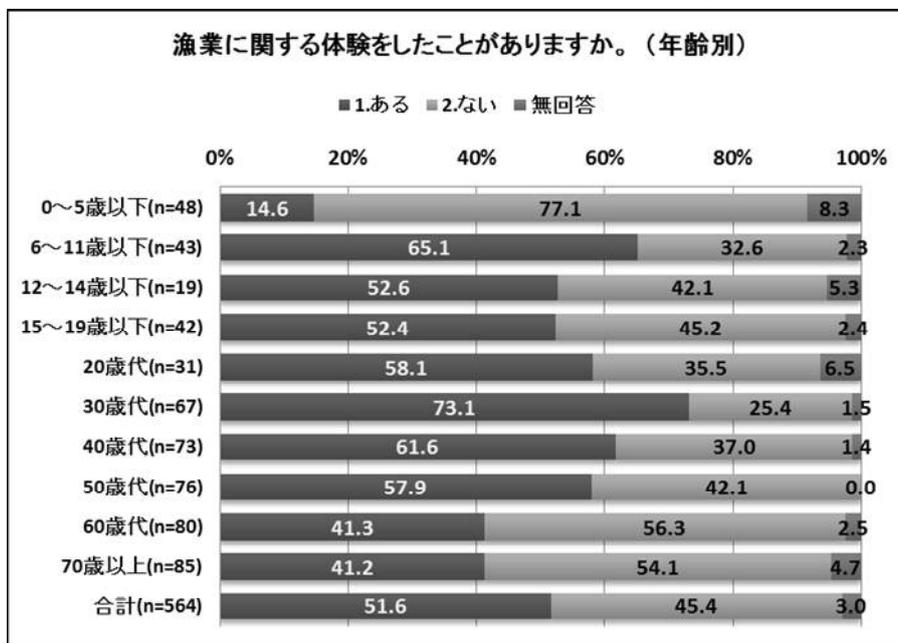
● 飼育体験

飼育体験については、全体で73.4%の市民が「ない」と回答しており、前回調査とほぼ同数でした。年齢別では12～14歳以下で「ある」と回答した市民の割合が36.8%と比較的高くなっています。



② 漁業に関する体験

漁業に関する体験は、約半数が「ある」と回答しており、前回調査より9.9ポイント低くなっています。年齢別では30歳代が73.1%で最も多く体験しています。

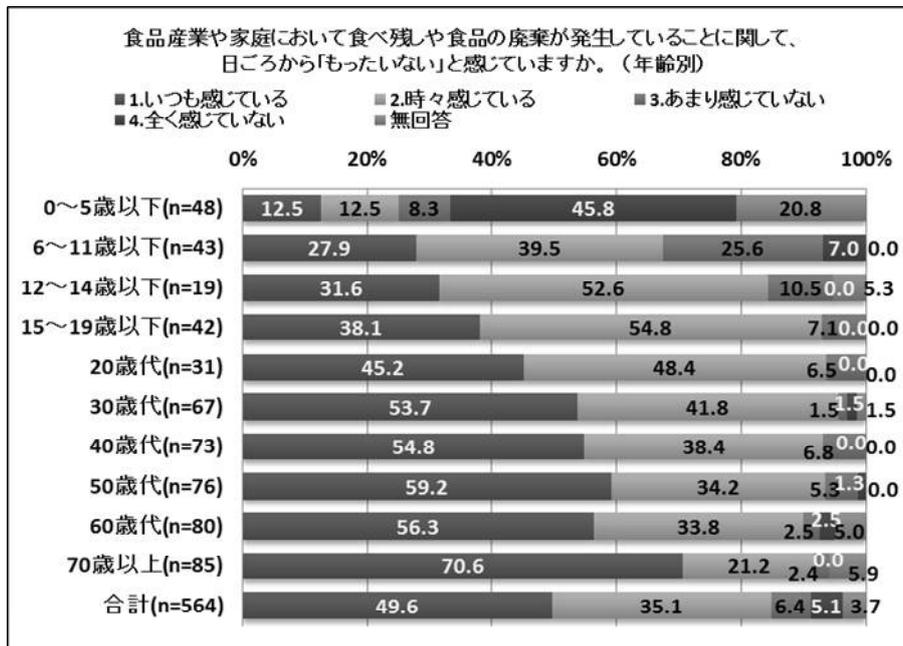


環境への配慮について

① 食べ残しや食品の廃棄

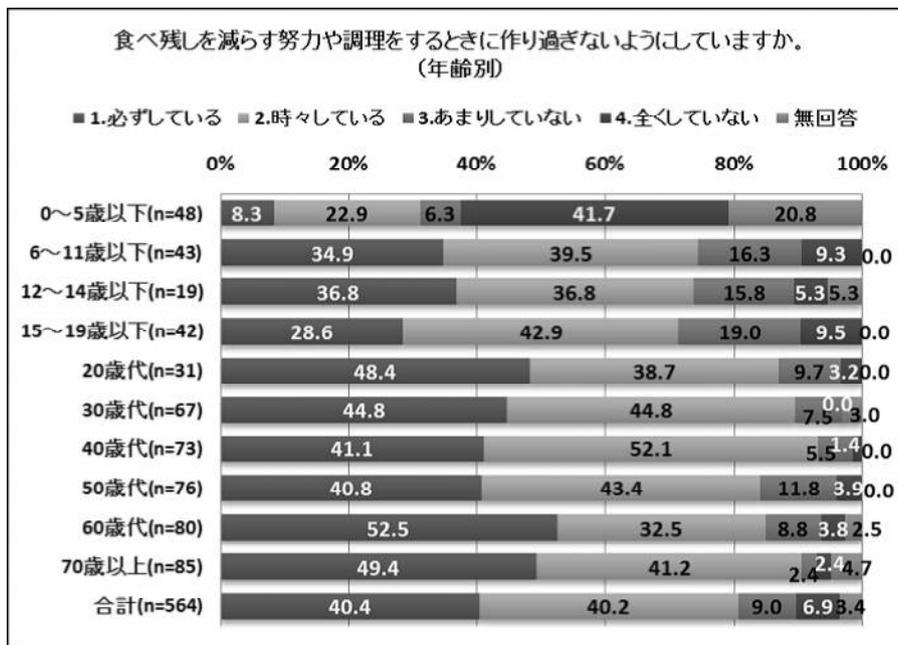
食品産業や家庭における食べ残しや食品の廃棄をもったいないと「いつも感じている」市民の割合は全体では49.6%で、前回調査より8.8ポイント減少しています。「時々感じている」と合わせると84.7%の市民が「もったいない」と感じており、前回調査とほぼ同数でした。

また、20歳代では前回調査は72.3%の市民が「いつも感じている」と回答していましたが、45.2%まで減少しています。もったいないと「いつも感じている」割合は、年齢が上がるに従って高くなっています。



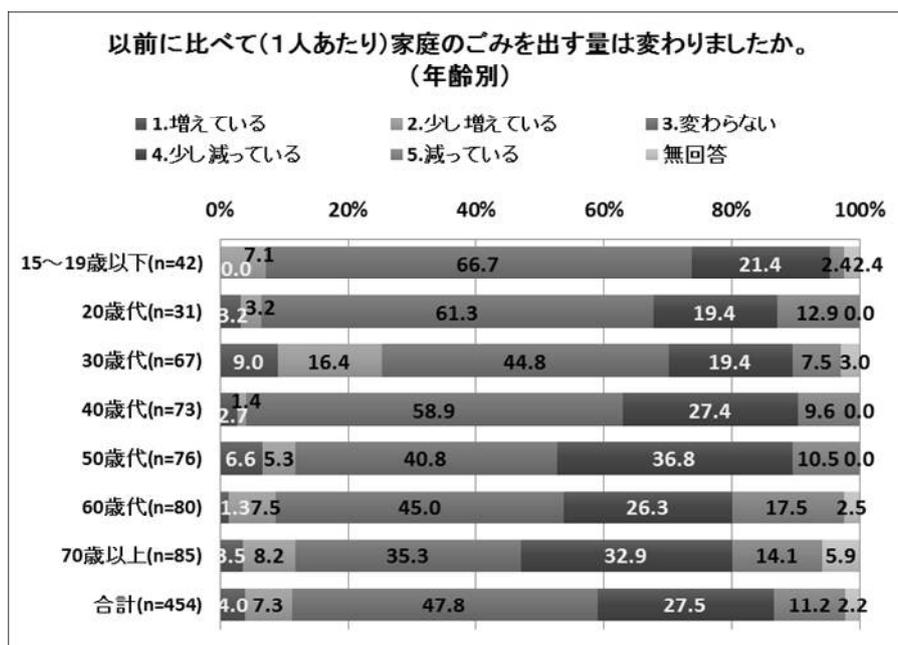
② 食べ残しを減らす努力や調理をするときに作り過ぎない心がけ

食べ残しを減らす努力や作り過ぎないように心がけている市民の割合は、「必ずしている」は40.4%で前回調査より3.9ポイント減少しています。最も減少が大きい年代は70歳以上で62.9%から49.4%に減少し、13.5ポイント低くなっています。



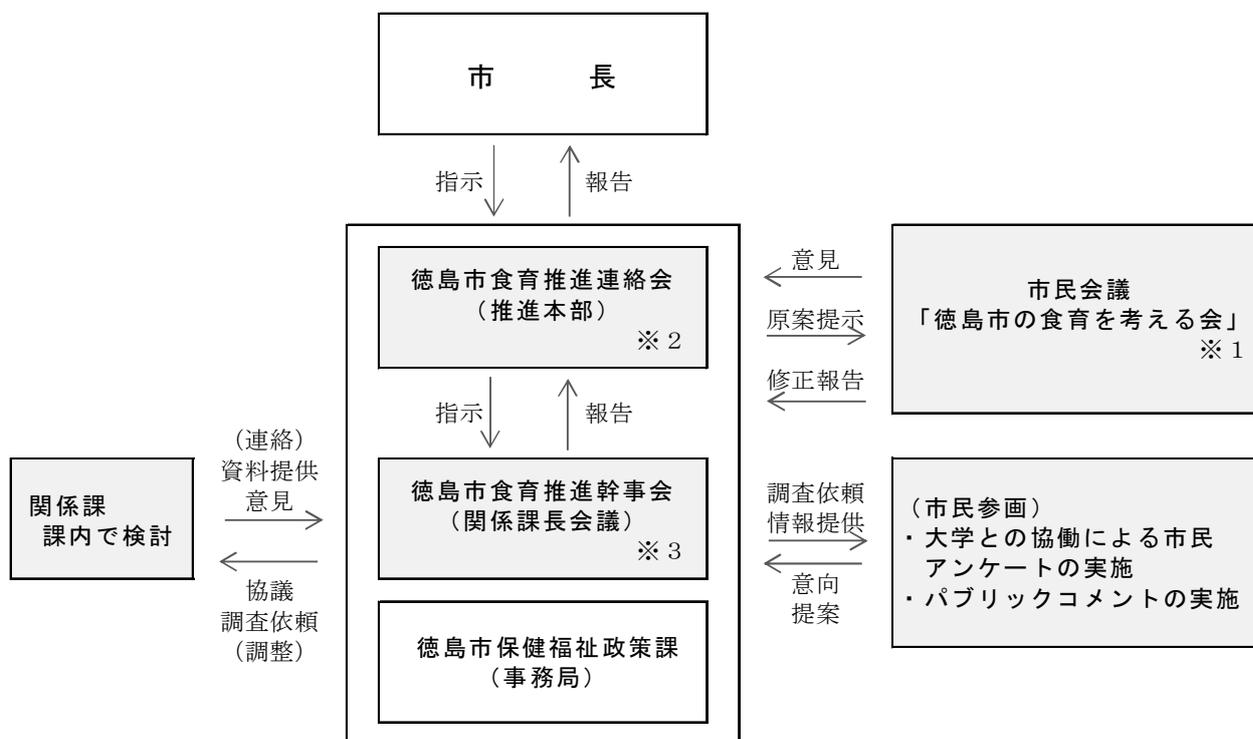
③ 家庭ごみの量

ごみを出す量は、「増えている」「少し増えている」市民の割合は11.3%で前回調査とほぼ同数でした。一方「少し減っている」「減っている」市民の割合は38.7%で前回調査より8.4ポイント減少しています。



2 計画の策定体制とその経過

(1) 徳島市食育推進計画の策定体制



※1 市民会議「徳島市の食育を考える会」

委員：学識経験者、関係団体の代表者及び公募市民等

計12人

※2 徳島市食育推進連絡会（推進本部）

会長：保健福祉部長

副会長：保健福祉部副部長

委員：企画政策局次長、総務部行政管理総室長、総務部副部長、財政部副部長、財政部税務事務所長、市民環境部副部長2、保健福祉部子ども・子育て推進総室長、経済部副部長、都市整備部副部長、都市整備部まちづくり推進総室長、土木部副部長2、副危機管理監、消防局次長2、会計管理者、教育委員会教育次長2、水道局次長、交通局次長、病院局次長

計24人

※3 徳島市食育推進幹事会（関係課長会議）

幹事長：保健福祉政策課長

幹事：市民協働課長、環境保全課長、市民環境政策課長、保健センター所長

介護・ながいき課長、子育て支援課長、子ども施設課長、経済政策課長、農林水産課長、教育委員会総務課長、教育委員会学校教育課長、教育委員会給食管理室長、教育委員会社会教育課長、教育委員会スポーツ振興課長

計15人

(2) 徳島市食育推進計画の策定経過

■市民アンケート調査

区 分	日 程 等
実施期間	平成27年6月15日～6月30日
対 象 者	市民1,500人(調査票は、15歳以上と14歳以下の2種類)

■市民会議

区 分	日 程 ・ 議 題
第1回	平成27年7月29日 (1) 徳島市食育推進計画(第2期)の策定体制とスケジュールについて (2) 食育に関する市民アンケートの実施について (3) 徳島市食育推進計画(第2期)の方向性について
第2回	平成27年9月29日 (1) 食育に関する市民アンケート調査の結果について (2) 徳島市食育推進計画(第2期)(素案)について
第3回	平成27年11月20日 (1) 徳島市食育推進計画(第2期)(素案)について
第4回	平成28年2月18日 (1) パブリックコメントの結果について (2) 徳島市食育推進計画(第2期)(案)について

■食育推進連絡会

区 分	日 程 ・ 議 題
第1回	平成27年6月8日 (1) 徳島市食育推進計画(第2期)の策定体制とスケジュールについて (2) 食育に関する市民アンケートの実施について (3) 徳島市食育推進計画(第2期)の方向性について
第2回	平成27年9月3日 (1) 食育に関する市民アンケート結果について (2) 徳島市食育推進計画(第2期)(素案)について
第3回	平成27年11月19日 (1) 徳島市食育推進計画(第2期)(素案)について
第4回	平成28年2月8日 (1) パブリックコメントの結果について (2) 徳島市食育推進計画(第2期)(案)について

■食育推進幹事会

区 分	日 程 ・ 議 題
第1回	平成27年6月2日 (1) 徳島市食育推進計画(第2期)の策定体制とスケジュールについて (2) 食育に関する市民アンケートの実施について (3) 徳島市食育推進計画(第2期)の方向性について
第2回	平成27年9月7日 (1) 食育に関する市民アンケート結果について (2) 徳島市食育推進計画(第2期)(素案)について
第3回	平成27年11月19日 (1) 徳島市食育推進計画(第2期)(素案)について
第4回	平成28年2月5日 (1) パブリックコメントの結果について (2) 徳島市食育推進計画(第2期)(案)について

■パブリックコメント手続

区 分	日 程
実施期間	平成27年12月22日～平成28年1月22日

(3) 市民会議「徳島市の食育を考える会」

市民会議「徳島市の食育を考える会」 設置要綱

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）の規定に基づき、徳島市の食育推進計画を策定するにあたり、広く市民の意見を求めるため、市民会議「徳島市の食育を考える会」（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、食育推進計画の策定及び食育に関する施策の推進について審議し、意見を述べる。

(組織)

第3条 市民会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、関係団体の代表者及び公募市民等の中から、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

(設置期間)

第6条 市民会議は、その任務が達成されたときに解散する。

(事務局)

第7条 市民会議の事務局は、保健福祉部保健福祉政策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

市民会議「徳島市の食育を考える会」委員

(50音順、敬称略)

氏名	所属団体名等	役職等	備考
井上 明美	徳島市・名東郡小学校校長会	食育係校長	
尾山 道郎	徳島市・名東郡PTA連合会	会長	
高橋 啓子	四国大学	生活科学部教授	◎会長
高橋 保子	公益社団法人徳島県栄養士会	会長	○副会長
戸川 洋子	徳島市幼稚園長会	会長	
新見 公美子	徳島市私立認可保育園連盟	副会長	
坂東 光美	一般社団法人徳島市歯科医師会	理事	
坂東 智子	一般社団法人徳島市医師会	常任理事	
平山 功	徳島市農業協同組合	代表理事組合長	
元木 美咲	公募委員		
横関 実香	公募委員		
吉成 由美子	徳島市婦人連絡協議会	会長	

(4) 徳島市食育推進連絡会

徳島市食育推進連絡会設置要綱

(設置)

第1条 食育基本法(平成17年法律第63号)の規定に基づき、徳島市の食育推進計画を策定し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための庁内組織として、徳島市食育推進連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 食育推進計画案の審議及び決定に関すること。
- (2) 食育推進計画の進行管理に関すること。
- (3) その他食育の推進に関すること。

(組織)

第3条 連絡会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、保健福祉部長をもって充てる。
- 3 副会長は、保健福祉部副部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、連絡会を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第6条 連絡会に、幹事会を設置する。

- 2 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 食育推進計画案の作成に関すること。
 - (2) 食育推進計画の推進に関すること。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、保健福祉政策課長を、幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、これを主宰する。
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を幹事会に出席させることができる。

(庶務)

第7条 連絡会の庶務は、保健福祉部保健福祉政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

連絡会

職 名
企画政策局次長
総務部行政管理総室長
総務部副部長
財政部副部長
財政部税務事務所長
市民環境部副部長
保健福祉部子ども・子育て推進総室長
経済部副部長
都市整備部副部長
都市整備部まちづくり推進総室長
土木部副部長
副危機管理監
消防局次長
会計管理者
教育委員会教育次長
水道局次長
交通局次長
病院局次長

別表第2（第6条関係）

幹事会

職 名
市民協働課長
環境保全課長
市民環境政策課長
保健センター所長
介護・ながいき課長
子育て支援課長
子ども施設課長
経済政策課長
農林水産課長
教育委員会 総務課長
教育委員会 学校教育課長
教育委員会 給食管理室長
教育委員会 社会教育課長
教育委員会 スポーツ振興課長

徳島市食育推進連絡会委員名簿

平成27年度

役職	所属・職名	氏名
会長	保健福祉部長	岡田 元成
副会長	保健福祉部副部長	一宮 信牲
委員	企画政策局次長	久次米 浩文
委員	総務部行政管理総室長	井原 忠博
委員	総務部副部長	歌川 康司
委員	財政部副部長	成谷 雅弘
委員	財政部税務事務所長	前坂 秀樹
委員	市民環境部副部長	尾崎 覚
委員	市民環境部副部長	杉野 聡
委員	保健福祉部子ども・子育て推進総室長	藤田 稔
委員	経済部副部長	三輪 俊之
委員	都市整備部副部長	仲野 義則
委員	都市整備部まちづくり推進総室長	松本 泰典
委員	土木部副部長	児島 隆文
委員	土木部副部長	横山 敏春
委員	副危機管理監	箕浦 啓子
委員	消防局次長	小池 和成
委員	消防局次長	大谷 明彦
委員	会計管理者	松平 芳典
委員	教育委員会教育次長	美馬 大作
委員	教育委員会教育次長	黒川 義
委員	水道局次長	松原 孝郎
委員	交通局次長	児島 正実
委員	病院局次長	堀 博行

※計24人(会長1人、副会長1人、委員22人)

徳島市食育推進幹事会幹事名簿

平成27年度

役 職	所 属 ・ 職 名	氏 名
幹事長	保健福祉政策課長	藤 田 稔 夫
幹 事	市民協働課長	大 谷 道 徳
幹 事	環境保全課長	岩 本 勉
幹 事	市民環境政策課長	大 澤 昇 司
幹 事	保健センター所長	八 幡 建 志
幹 事	介護・ながいき課長	高 島 誠 一
幹 事	子育て支援課長	大 西 範 雄
幹 事	子ども施設課長	中 野 和 宏
幹 事	経済政策課長	森 久 寿
幹 事	農林水産課長	中 川 誠 司
幹 事	教育委員会 総務課長	日 浦 数 弘
幹 事	教育委員会 学校教育課長	湯 浅 毅
幹 事	教育委員会 給食管理室長	島 剛
幹 事	教育委員会 社会教育課長	西 名 武
幹 事	教育委員会 スポーツ振興課長	熊 本 知

※計15人（幹事長1人、委員14人）

徳島市食育推進計画 (第2期)

発行日 平成28年3月
発行 徳島市
〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地
<http://www.city.tokushima.tokushima.jp/>
編集 保健福祉部 保健福祉政策課
TEL 088-621-5562 FAX 088-655-6560